

家庭的保育事業等

指導監査基準（令和 6 年 9 月 1 日適用）

（家庭的・小規模・事業所内・居宅訪問）

荒川区子ども家庭部子育て支援課指導監査係

※本指導監査基準は、児童福祉法第34条の16第1項に基づく施設監査基準を定めるものであり、全ての家庭的保育事業等（地域型保育事業）に適用する。

指導監査基準中の「評価区分」

評価区分	評価区分	指 導 形 態
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。 ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。 なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

(家庭的保育事業等)

運 營 管 理 編

[凡例]

※ 以下の関係法令、通知を略称して次のように表記する。

No.	関 係 法 令 ・ 通 知	略 称
1	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
2	昭和23年3月31日厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」	児童福祉法施行規則
3	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
4	雇児発1212第6号通知「家庭的保育事業等の認可等について」：厚生労働省雇用均等・児童家庭局長	雇児発1212第6号通知
5	平成28年4月1日第1023号「荒川区家庭的保育事業等設置認可等事務取扱要綱」	事務取扱要綱
6	荒川区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年荒川区条例第23号）	区家庭的条例
7	平成18年10月6日雇児総発第1006001号「児童福祉施設における施設内虐待の防止について」：厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知	雇児総発第1006001号
8	個人情報の保護に関する法律	個人情報保護法
9	平成12年6月7日児発第575号「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」：厚生省児童家庭局長通知	児発第575号通知
10	平成26年4月1日雇児発0401第12号「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」：厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知	雇児発0401第12号
11	昭和22年4月7日法律第49号「労働基準法」	労働基準法
12	昭和22年8月30日厚生省令第23号「労働基準法施行規則」	労働基準法施行規則

13	平成5年6月18日法律第76号「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」	パートタイム・有期雇用労働法
14	平成5年11月19日労働省令第34号「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則」	パートタイム・有期雇用労働法施行規則
15	子ども・子育て支援新制度に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正について	雇児発0905第4号
16	平成13年7月23日雇児発第488号「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」：厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（平成25年3月29日雇児発0329第16号により改正）	雇児発第488号通知
17	平成3年12月20日基発第712号「育児休業制度の労働基準法上の取扱いについて」	基発第712号通知
18	平成3年5月15日法律第76号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」	育児・介護休業法
19	平成3年10月15日労働省令第25号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」	育児・介護休業法施行規則
20	平成21年12月28日雇児発第1228第2号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」：厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知	雇児発第1228第2号
21	平成28年8月2日雇児発0802第3号「「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」の一部改正について」	雇児発第0802第3号
22	平成17年9月30日雇児保発第0930001号「保育所における保育士等の適正配置について」：厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知	雇児保発第0930001号
23	平成10年4月9日児発第302号「保育所分園の設置運営について」：厚生省児童家庭局長通知	児発第302号
24	令和3年3月19日子発0319第1号「保育所における短時間勤務の保育士の取扱いについて」：厚生労働省子ども家庭局長通知	子発0319第1号
25	昭和47年7月1日法律第113号「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（平成24年6月27日改正）	均等法
26	昭和61年4月1日労働省令第2号「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則」	均等法施行規則第2条の2
27	昭和47年6月8日法律第57号「労働安全衛生法」	労働安全衛生法

28	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
29	平成19年厚生労働省告示第289号「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に対する基本的な指針」第3－2②③	厚生労働省告示第289号
30	平成19年厚生労働省告示第326号「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針」	厚生労働省告示第326号
31	平成14年12月25日 雇児発第1225008号通知「児童福祉施設最低基準の一部改正について」：厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知	雇児発第1225008号通知
32	建築基準法（平成25年法律第201号）	建築基準法
33	平成8年7月19日社援施第116号「社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について」：厚生省社会・援護局施設人材課長通知	社援施第116号通知
34	水道法（昭和32年法律第177号）	水道法
35	水道法施行令（昭和32年12月12日政令第336号）	水道法施行令
36	水道法施行規則（昭和32年12月14日厚生省令第45号）	水道法施行規則
37	浄化槽法（昭和58年法律第43号）	浄化槽法
38	消防法（昭和23年法律第186号）	消防法
39	消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）	消防法施行令
40	消防法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）	消防法施行規則
41	昭和62年9月18日社施第107号「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」：厚生省社会・児童家庭局長連名通知	社施第107号通知
42	東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）	東京都震災対策条例

43	昭和55年1月16日社施第5号「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」：厚生省社会局施設課長・児童家庭局企画課長通知	社施第5号通知
44	東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示（平成13年東京消防庁告示第2号）	東京消防庁告示第2号
45	昭和48年4月13日社施第59号厚生省社会・児童家庭局長連名通知「社会福祉施設における火災防止対策の強化について」	社施第59号通知
46	平成13年6月15日雇児総発第402号：厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号通知
47	平成26年7月24日基発0724第2号「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行について」	基発0724第2号
48	昭和24年6月4日法律第193号「水防法」	水防法
49	平成12年5月8日法律第57号「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」	土砂災害防止法

目 次

1 児童の入所状況	
(1) 認可定員の遵守	1
(2) 認可内容の変更（建物設備を除く）	1
2 基本方針及び組織	
(1) 福祉サービスの基本的理念	2
(2) 利用者の人権の擁護、虐待の防止	2
(3) 個人情報保護	2
(4) 秘密保持	3
(5) 苦情解決	3
(6) サービスの質の評価等	3
(7) 運営委員会	4
(8) 家庭的保育事業等運営規程	4
(9) 分掌事務	4
(10) 業務日誌（園日誌）	5
(11) 職員会議	5
3 就業規則等の整備	
(1) 就業規則	5
(2) 給与規程	6
(3) 育児介護休業規程等	7
(4) 旅費	10
(5) 労使協定等	11
(6) 周知等の措置	12
4 職員の状況	
(1) 職員配置	12
(2) 職員の資格保有	15
(3) 採用、退職	16
(4) 関連帳簿の整備	16

5 勤務状況	
(1) 勤務体制	17
(2) 男女の均等な待遇の確保	17
(3) 妊娠した労働者等の就業環境の整備	17
(4) 勤務状況の帳簿の整備	17
6 職員給与等の状況	
(1) 本俸・諸手当	17
(2) 社会保険	18
(3) 賃金台帳	18
7 健康管理	
(1) 安全衛生管理体制	18
(2) 健康診断	19
8 職員研修	19
9 建物設備等の管理	
(1) 建物設備の状況	20
(2) 建物設備の安全、衛生	22
(3) 環境衛生の状況	22
10 災害対策の状況	
(1) 管理体制（防火管理者）	23
(2) 防火対策	23
(3) 消防計画等	24
(4) 消防署の立入検査	24
(5) 防災訓練等	25
(6) 災害発生時への備え	26
(7) 保安設備	26
(8) 安全対策	27

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 児童の入所状況 (1) 認可定員の遵守	1 家庭的保育事業等の定員 (1) 定員 ア 家庭的保育事業にあつては、1人以上5人以下とする。 イ 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）及び小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）にあつては、6人以上10人以下とする。 ウ 居宅訪問型保育事業にあつては、1人とする。 エ 事業所内保育事業を行う事業所（以下「事業所内保育事業所」という。）にあつては、区条例第42条で定める表の左欄に掲げる利用定員数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児の数以上の定員枠を設けなくてはならない。 定員の弾力化 家庭的保育事業等は、総定員の範囲内で受け入れることを基本とする。ただし、区条例に定める面積及び職員配置基準を下回らない範囲内で、定員を超えて保育を実施することができる。なお、連続する過去の2年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認可定員の総和で除したものをいう）が120%以上のときは、定員の見直しを行うこと。 ※家庭的保育事業は対象外	1 認可定員は遵守されているか。	(1) 児童福祉法第34条の15 (2) 児童福祉法施行規則第36条の36 (3) 雇児発1212第6号 (4) 区家庭的条例第22条・23条：家庭的保育 (5) 区家庭的条例第28条・29条：小規模A保育 (6) 区家庭的条例第31条・32条：小規模B (7) 区家庭的条例第33条・34条：小規模C (8) 区家庭的条例第38条・39条：居宅訪問型 (9) 区家庭的条例第42条・43条・44条：事業所内 (10) 区家庭的条例第47条・48条：小規模型事業所内	(1) 入所児童数の定員超過により、職員、設備、面積等が基準を下回り、その結果施設運営に重大な支障が生じている。 (2) 入所児童数が認可定員を超え、かつ弾力化の認められる範囲を上回っている。 (3) 定員の見直し等を行っていない。	C B B
(2) 認可内容の変更 (建物設備を除く)	1 家庭的保育事業等の設置認可事項について変更が生じた時は、変更届を提出することが必要である。 ・主な変更届出事項 (1) 名称及び所在地 (2) 事業者の名称及び住所、代表者 (3) 土地建物の構造及び使用区分並びに屋外遊戯場 (4) 定員又は年齢区分 (5) 施設長 (6) 管理者 (7) 調理業務（業務委託、外部搬入）	1 認可内容の変更を届け出ているか。	(1) 児童福祉法施行規則第36条の36第3項、第4項 (2) 事務取扱要綱第11条	(1) 認可内容の変更を届け出していない。	C

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
2 基本方針及び組織					
(1) 福祉サービスの基本的理念	1 家庭的保育事業者等は、利用者の国籍、信条、社会的身分等、又は入所に要する費用負担によって差別的な取り扱いをしてはならない。なお、宗教上の行為、祝典、儀式、又は行事への参加を強制することは、厳に慎まなければならない。 また、職員に対し、国籍、信条、又は社会的身分等を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはならない。	1 国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用負担の有無によって、差別的扱いをしてはいないか。	(1) 児童福祉法第1条 (2) 区家庭的条例第11条 (3) 労働基準法第3条	(1) 国籍、社会的身分により、差別的扱いをしたり、信条等を強制したりしている。	C
(2) 利用者の人権の擁護、虐待の防止	1 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他の当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 2 家庭的保育事業所等の長は、利用乳幼児又は障害者に対する虐待事案の早期発見及び防止に努めるため、職員に対し虐待防止研修を実施するなど、必要な措置を講じなければならない。	1 乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 1 乳幼児に対する虐待事案の早期発見及び防止のため、職員に対し虐待防止研修を実施するなど、必要な措置を講じているか。	(1) 児童福祉法第33条の10 (2) 区家庭的条例第12条 (3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条、第3条 (4) 令和5年3月27日子発0327第5号「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」 (5) 雇児総発第1006001号	(1) 利用者の心身に有害な影響を与える行為をしている。 (1) 職員に対し虐待防止研修を実施するなど、必要な措置を講じていない。	C
(3) 個人情報保護	福祉関係事業者が事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益の侵害を防止するため、必要な措置を講ずる必要がある。保有する個人情報について、次のように取り扱うこと。 (1) 利用目的をできる限り特定すること。 (2) 個人情報を取得した場合、速やかに本人に利用目的を通知又は公表すること。 (3) 個人情報を適正に取得し、またその内容を正確に保つこと。 (4) 個人情報漏えいの防止及び漏えい時の報告連絡体制等、安全管理措置を講じること。 (5) 法令に基づく場合等を除き、個人情報を第三者に提供する際はあらかじめ本人の同意を得ること。 (6) 例外規定に該当する場合を除き、本人から個人情報の開示を求められた場合は開示すること。	1 個人情報保護に関して、法律等に基づいて適切な措置を講じているか。	(1) 個人情報保護法第15条～第33条 (2) 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編） (3) 保育所保育指針第1章1(5)ウ、第4章1(2)イ	(1) 適切な措置を講じていない。	C

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 秘密保持	家庭的保育事業等の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。家庭的保育事業等は、職員であった者が秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 必要な措置（例） ・ 規程等の整備 ・ 雇用時の取決め 等	1 家庭的保育事業等は秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	(1) 区家庭的条例第20条 (2) 保育所保育指針第4章1(2)イ	(1) 必要な措置を講じていない。 (2) 必要な措置が不十分である。	C B
(5) 苦情解決	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児又はその保護者等からの保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他必要な措置を講じなければならない。 必要な措置(例) ・ 施設内の掲示 ・ 利用者への文書での配布	1 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。 2 施設内への掲示、文書の配布等により、苦情解決の仕組みが利用者に周知されているか。	(1) 区家庭的条例第21条 (2) 児発第575号通知 ※社福法82条は小規模のみ (1) 児発第575号通知	(1) 苦情解決の仕組みを整備していない。 (2) 苦情解決の仕組みの整備が不十分である。 (1) 利用者への周知が行われていない。 (2) 利用者への周知が不十分である。	C B C B
(6) サービスの質の評価等	家庭的保育事業等は自ら業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 家庭的保育事業等は定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 ※家庭的保育事業においては、利用者も非常に少なく調査結果から誰が回答したものか判別が可能であることを考慮し、第三者評価については対象外とする。	1 自ら業務の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 2 定期的に福祉サービス第三者評価受審等、サービスの質向上のための取組をしているか。 ※小規模、事業所内5年に1回程度	(1) 区家庭的条例第5条の3、4 ※社福法78条は小規模のみ (2) 雇児発0401第12号	(1) サービス評価等、サービスの質向上のための取組を行っていない。 (1) 取組が不十分である。	C B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 運営委員会 【社会福祉法人又は学校法人以外が設置する家庭的保育事業等】	社会福祉法人又は学校法人以外が設置する家庭的保育事業等については、社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（家庭的保育事業等の運営に関し、当該家庭的保育事業等の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置し、適正に運営する必要がある。ただし、経営者に保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む場合を除く。 なお、地方公共団体が設置し運営業務を委託する場合も同様である。 ※定員5人以下の事業所内保育事業所及び家庭的保育事業については対象外	1 運営委員会を設置しているか。 2 運営委員会は適正に運営されているか。	(1) 雇児発1212第6号 第1-3 (3) ウ (イ) (1) 雇児発1212第6号 第1-3 (3) ウ (イ)	(1) 運営委員会を設置していない。 (1) 運営委員会の運営が不適正である。	C B
(8) 家庭的保育事業等運営規程	家庭的保育事業等は、次の各号に掲げる事業等の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営方針 (2) 提供する保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに保育の提供を行わない日 (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに家庭的保育事業等の利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項 ※全部（一部）を別途規程している場合、重ねて規程する必要はなく、別途定めている規定を示せば足りる。	1 家庭的保育事業等の運営規程を適切に定めているか。	(1) 区家庭的条例第18条 (2) 雇児発0905第4号	(1) 家庭的保育事業等の運営規程を定めていない。 (2) 内容が不十分である。	C B
(9) 分掌事務	職員の職種や員数に基づき、職務の内容などを定めた分掌事務を明確にすることは、適切に職務を遂行し、かつ責任の所在を明らかにする観点から必要なことである。	1 各職員の職務分掌は明確になっているか。	(1) 区家庭的条例第18条	(1) 職務分掌が明確でない。	B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(10) 業務日誌 (園日誌)	家庭的保育事業等の状況を的確に把握するため、業務（園）日誌は施設等の日常業務を一覧できる内容である必要がある。施設長等が日々の施設運営上重要と認めることを記録する。 (例) 職員及び児童の出欠状況、園行事、会議、出張、来訪者等	1 業務（園）日誌を適切に作成し、記録、保管しているか。	(1) 区 家庭 の条例第19条	(1) 業務（園）日誌が未作成である。 (2) 記録が不十分である。	B B
(11) 職員会議	家庭的保育事業等は、職員会議等を通じて職員間の連携を十分に図り、全職員が共通理解をもって取り組むよう努めなければならない。 記録は、日時、場所、出席者、欠席者、会議内容等を記録する。	1 職員会議の開催方法等は適切か。 2 会議録を作成しているか。	(1) 事務取扱要綱第5条8 (2) (2) 保育所保育指針第1章3 (5) イ (3) 区条例第19条	(1) 職員会議等を通じて職員間の連携が十分に図られていない。 (1) 会議録を作成していない。	B B
3 就業規則等の整備					
(1) 就業規則	1 就業規則は当該事業等の職員の労働条件を具体的に定めたものであり、職員の給与とともに、職員処遇の中心をなすものである。施設の円滑かつ適正な運営を期す上からも、これらを踏まえた職員処遇が適正に行われていることが必要である。本規則は労働基準法等労働関係法令と密接な関係を有し、規則の内容や適用の是非については、高度に専門的知識、経験及び判断が要求される場合がある。従って検査に当たっては、必要な事項が定められていること、内容の適否、作成に当たっての適正な手続の履行、職員への適正な周知などを調べることとなるが、高度に専門的な事項については、労働基準監督署等の監督機関の指導を受けるよう助言する。 2 非常勤職員就業規則 事業主は、短時間労働者について、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働者保護法令を遵守する必要がある。 3 職員10人以上の施設にあっては就業規則の作成と労働基準監督署への届出が義務づけられており、変更届についても同様である。 10人未満の施設については、作成の義務はないが、労働条件の明示の観点から作成を助言する。	1 職員10人以上の事業所等について、就業規則を整備しているか。 1 非常勤職員就業規則を整備しているか（就業規則に非常勤職員に関する規程が含まれていない場合）。 1 就業規則の記載内容は適正か。 また、就業規則の内容と現状に差異はないか。 ・有給休暇の付与日数や、取得に関する管理は適切か。 ・勤務時間及び休憩時間は法定時間を遵守しているか。 ・65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等を定めているか（平成25年4月1日施行）。	(1) 労働基準法第32条～41条、第89条、第90条、第106条 (1) パートタイム労働法第7条 (2) 厚生労働省告示第326号 (1) 労働基準法第32～41条、第89条、第90条 (2) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条	(1) 就業規則を作成していない。 (1) 非常勤職員就業規則を作成していない。 (1) 必要記載事項を規定していない。 (2) 就業規則の内容が不適正である。 (3) 就業規則と現状に差異がある。	B B B B B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	4 就業規則に記載すべき事項 (1) 絶対的必要記載事項（就業規則に必ず記載しなければならない事項） ① 労働時間に関する事項…始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇（産休、育児休業、介護休業、子の看護休暇を含む。）並びに交替制の場合は就業時転換 ② 賃金に関する事項…賃金の決定、計算、支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給 ③ 退職に関する事項…退職の条件及び方法並びに解雇の条件及び方法 （高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年5月25日法律第68号）が一部改正（平成24年9月5日法律第78号）され、65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等が義務化された。【平成25年4月1日施行】） (2) 相対的必要記載事項（当該事業所に適用されるべき一定の「定めをする場合」には、就業規則に必ず記載しなければならない事項） ① 退職手当に関する事項…適用される労働者の範囲、手当の決定、計算及び支払の方法並びに手当の支払時期 ② 臨時の賃金及び最低賃金額に関する事項 ③ 労働者に負担させる食費、作業用品その他に関する事項 ④ 安全及び衛生に関する事項 ⑤ 職業訓練に関する事項 ⑥ 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項 ⑦ 表彰及び制裁に関する事項…種類及び程度 ⑧ 上記以外の当該事業所の労働者のすべてに適用される事項 なお、「定めをする場合」とは、新たに規程を設ける場合のみに止まらず、「不文の慣行又は内規がある場合」も該当する。従って、「定めをする場合」に該当する事項がある場合には、必ず成文化する必要がある、その範囲では絶対的必要記載事項と同じ扱いとする。	1 労働基準監督署に届けているか。	(1) 労働基準法第89条、第90条	(1) 労働基準監督署に届けていない。	B
(2) 給与規程	1 給与規程は、就業規則の一部であるから、作成、改正、届出等についても就業規則と一体のものであるが職員の給与が職員の処遇上極めて重要であることから適正に整備されていることが必須である。	1 給与規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。	(1) 労働基準法第89条、第90条 (2) 雇児発第488号通知5(3)オ	(1) 給与規程を整備していない。 (2) 労働基準監督署に届け出していない。	B B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 育児介護休業規程等	2 職員の給与の支給については、労働基準法（差別的扱いの禁止、男女同一、賃金支払い方法、非常時払い、時間外勤務手当等）及び最低賃金法で定める事項の外は、当該法人における労働契約、就業規則、労働協約が尊重される。	1 給与規程の内容は適正であるか。また、規程と実態に差異はないか。	(1) 労働基準法第3条、第4条、第24～第28条、第37条、第89条	(1) 給与規程の内容が不適正である。 (2) 給与規程と実態に差異がある。	B B
	3 給与及び諸手当の支給基準が明確であり、また、基準に従って支給すること。	1 給与及び諸手当等の支給基準が明確になっているか。	(1) 労働基準法第15条、第89条 (2) 雇児発第488号通知5(3)オ	(1) 給与及び諸手当の支給基準が明確でない。	B
	1 育児休業 (1) 育児休業とは、1歳（一定の条件下で2歳）に満たない子を養育する労働者が休業を申出ることにより労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅することをいう。ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。 ・雇用された期間が1年に満たない場合 ・申出の日から1年以内(1歳6か月及び2歳まで育児休業する場合)には6か月以内)に雇用関係が終了することができる。 ・1週間の所定労働日数が2日以下の場合 ※ 両親ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまで1年間以内の休業が可能。 育児休業は就業規則の記載事項である「休暇」に含まれることから、就業規則において次の事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 ・育児休業の対象となる労働者の範囲等の付与要件 ・育児休業の取得に必要な手続 ・育児休業期間 ※ 出生時育児休業（産後パパ育休） 養育する子について、休業を申し出ることにより、子の出生後、8週間以内に4週間以内の期間を定めてする休業。 ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。 ・申出があった日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな場合 ・1週間の所定労働日数が2日以下の場合	1 育児休業に関する規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。（就業規則において育児休業に関する事項を定めていない場合）	(1) 労働基準法第89条、90条 (2) 基発第712号通知 (3) 育児・介護休業法第5条～第10条、第16条の8、第17条、第19条、第21条、第21条の2、第23条、第24条 (4) 育児・介護休業法施行規則第8条、第21条の2～第22条の2 (5) 雇児発第0802第3号	(1) 育児休業に関する規程を整備していない。 (2) 育児休業に関する規程の内容に不備がある。 (3) 労働基準監督署に届け出していない。	B B B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	(2) 雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置 事業主は、育児休業申出等が円滑に行われるようにするため、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。 ① その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施 ② 育児休業に関する相談体制の整備 ③ その他厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置 (3) 妊娠又は出産等についての申出があった場合は、育児休業に関する制度その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに意向確認のための面談等の措置を講じなければならない。 《周知事項》 ①育児休業・産後パパ育休に関する制度 ②育児休業・産後パパ育休の申し出先 ③育児休業給付に関すること ④労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い 《周知・意向確認の方法》 ①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか また、育児休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項をあらかじめ定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。 加えて、その雇用する労働者のうち、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、労働者の申出に基づく育児に関する目的のために利用することができる休暇を与えるための措置を講ずるよう努めなければならない (4) 育児休業の取得の状況の公表 常時雇用する労働者の数が千人を超える事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、その雇用する労働者の育児休業の取得状況として厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。	2 雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置をしているか。 3 育児休業及び勤務時間の短縮等の措置を職員に周知しているか。 4 毎年少なくとも一回、その雇用する労働者の育児休業の取得の状況として厚生労働省令で定めるものを公表しているか。	(1) 育児・介護休業法第22条 (2) 育児・介護休業法施行規則第71条の2 (1) 育児・介護休業法第21条第1項、第2項 (2) 育児・介護休業法施行規則第69条の3、第69条の4 (1) 育児・介護休業法第22条の2 (2) 育児・介護休業法施行規則第71条の3、第71条の4	(1) 育児休業に関する研修等の措置がされていない。 (1) 職員に周知していない。又は不十分である。 (1) 労働者の育児休業の取得の状況を公表していない。	B B B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	2 介護休業 (1) 介護休業とは、要介護状態にある対象家族を介護する労働者が休業を申し出ることにより労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅することをいう。対象家族一人につき通算93日まで3回を上限として分割して取得することができる。 ただし、次の労働者について介護休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申し出を拒むことができる。 ・雇用された期間が1年に満たない場合 ・申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員 ・1週間の所定労働時間が2日以下の従業員 介護休業は就業規則の記載事項である「休暇」に含まれることから、就業規則において次の事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 ・介護休業の対象となる労働者の範囲等の付与要件 ・介護休業の取得に必要な手続 ・介護休業期間 また、介護休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項をあらかじめ定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。	1 介護休業に関する規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。（就業規則において介護休業に関する事項を定めていない場合）	(1) 労働基準法第89条、第90条 (2) 育児・介護休業法第11条～第16条、第18条、第20条、第23条 (3) 雇児発第0802第3号	(1) 介護休業に関する規程を整備していない。 (2) 介護休業に関する規程の内容に不備がある。 (3) 労働基準監督署に届け出していない。	B B B
	3 労働時間の制限等 (1) 勤務時間の短縮等の措置 ① 3歳に満たない子を養育する労働者であって育児休業をしていないものについては、事業主は、労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするため、労働者の申出に基づき、1日の所定労働時間を6時間とする短時間勤務制度が義務付けられる。 なお、労使協定により適用除外とした場合、以下の代替措置を講じなければならない。 ・育児休業の制度に準ずる措置 ・フレックスタイム制 ・始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ ・託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与 ② 要介護状態にある対象家族を介護する労働者については、事業主は、労働者が就業しつつ要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするため、次のいずれかの方法を講じる必要がある。介護休業とは別に利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能。 ・短時間勤務制度 ・フレックスタイム制 ・始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ ・介護サービスを利用する場合の費用の助成その他これに準ずる制度	1 育児・介護休業及び勤務時間の短縮等の措置を適切に講じているか。	(1) 育児・介護休業法第16条の8～第20条の2、第23条、第24条	(1) 育児・介護休業及び勤務時間の短縮等の措置を講じていない。	B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 旅費	(2) 時間外労働の制限 小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求があったとき又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、制限時間を超えて労働時間を延長してはならない。 ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。（制限時間1月24時間、1年150時間） (3) 深夜労働の制限 小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求した場合又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、午後10時から午前5時までの間において労働させてはならない。 ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。			(1) 時間外労働の制限について、適切に実施していない。	B
	4 子の看護休暇 小学校就学前の子を養育する労働者は、申し出ることにより、病気・けがをした子の看護のほか予防接種、健康診断を受けさせるために、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日休暇取得できる。看護休暇は1日単位又は時間単位で取得できる。	1 子の看護休暇制度について、適切に実施しているか。	(1) 育児・介護休業法第16条の2～第16条の4	(1) 子の看護休暇制度について、適切に実施していない。	B
	5 介護休暇 要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者は、事業主に申し出ることにより、要介護状態にある対象家族が1人であれば年5日まで、2人以上であれば年10日まで、介護のために休暇を取得することができる。介護休暇は1日単位又は時間単位で取得できる。	1 介護休暇制度について、適切に実施しているか。	(1) 育児・介護休業法第16条の5～第16条の7	(1) 介護休暇制度について、適切に実施していない。	B
	6 労働者の配置に関する配慮 事業主は、労働者を転勤させようとする場合には、子の養育又は家族の介護の状況に配慮しなければならない。	1 労働者の配置について、配慮しているか。	(1) 育児・介護休業法第26条	(1) 労働者の配置について、配慮していない。	B
	1 職員が業務又は研修のため出張する場合は、その旅費（実費及び手当）を支給するものとする。旅費、日当の支払い、宿泊費の定額払いを行う場合は根拠となる規程が必要である。	1 旅費に関する規程を整備しているか（実費以外を支給している場合）。また、規程と実態に差異はないか。	(1) 労働基準法第89条10号	(1) 旅費に関する規程を整備していない。又は内容に不備がある。 (2) 旅費に関する規程内容と実態に差異がある。 (3) 労働基準監督署に届け出していない。	B B B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 労使協定等	1 36協定 時間外及び休日に労働させる場合は協定を締結する必要がある。締結に当たっては、労働者の過半数で組織する労働組合の代表者、代表者がいない場合は労働者の過半数を代表する者と使用者との間で書面による協定を結び、労働基準監督署に届け出る必要がある。なお、届出の様式は労働基準監督署の窓口に備えられており、有効期間は1年が一般的である。また、協定は法の適用単位である事業場ごとに締結しなければならない。 2 24協定 賃金から給食費や親睦会費など、法令で定められている税金、社会保険料等以外の経費を控除する場合は、36協定と同様の手続きをもって「賃金控除協定」を締結する必要がある。 3 変形労働時間制 (1) 1ヶ月以内 1ヶ月以内の期間を単位とする変形労働時間制を行う場合には、労使協定の締結又は就業規則その他これに準じるものによる規定をし、労働基準監督署に届け出る必要がある。 (2) 1ヶ月超1年以内 1ヶ月を超え1年以内の期間を単位とする変形労働時間制を行う場合には、労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出る必要がある。 また、1年単位の変形労働時間制を採用した場合は、始業・終業、休憩時間、休日を就業規則に定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 (3)フレックスタイム制 3か月以内の一定の総労働時間を定め、労働者がその範囲で各日の始業及び終業の時刻を選択して働く場合には、労使協定の締結及び就業規則その他これに準じるものによる規定をし、労働基準監督署に届け出る必要がある。 なお、期間が1か月以内の場合は、労使協定については労働基準監督署への届け出を要しない。	1 36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。(時間外及び休日に労働させる場合) 1 24協定を適切に締結しているか。 (賃金から法定外経費を控除する場合) 1 変形労働時間制に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。	(1) 労働基準法第36条 (1) 労働基準法第24条 (1) 労働基準法第32条の2～第32条の4	(1) 36協定を締結していない。 (2) 労働基準監督署に届け出していない。 (3) 協定内容と現状に差異がある。 (1) 24協定を締結していない。 (2) 協定内容、手続が不適切である。 (1) 変形労働時間制（1ヶ月以内）に関する協定を締結せず、就業規則にも規定していない。 (2) 変形労働時間制（1ヶ月超1年以内）に関する協定を締結していない。 (3) フレックスタイム制に関する協定の締結及び就業規則等の規定がない。 (4) 労働基準監督署に届け出していない。	B B B B B B B B B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 周知等の措置	1 就業規則及び協定等については、職員に周知しなければならない。 2 賃金は、通貨による支払が原則であるが、個々の労働者の同意を得た場合には、口座振込みにより支払うことができる。なお、労働者が賃金の振込先として本人名義の預金口座を指定していれば同意を得ていると解される。	1 就業規則等を職員に周知しているか。 1 口座振込に関する個人の書面による同意を得ているか。	(1) 労働基準法第106条 (2) 育児・介護休業法第21条の2 (1) 労働基準法施行規則第7条の2	(1) 職員に周知していない。又は不十分である。 (1) 個人の同意を得ていない。	B
4 職員の状況					
(1) 職員配置	1 家庭的保育事業等は、各事業ごとに区条例に基づいた職員配置を適正に実施しなければならない。 2 区条例第8条に規定する職員を保育に直接従事する職員とし、児童の定員について、以下の計算式により算出した数を配置する。 <家庭的保育事業、小規模保育事業C型> 乳幼児3人に対して家庭的保育者1人とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的補助者（区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の期間が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。）とともに保育する場合には、乳幼児の数は5人までとする。 <小規模保育事業A型、B型、小規模型事業所内保育事業> 保育士の数は、区条例に規定する児童の年齢区分別に、定員を保育士の員数の基準となる児童数で除した数を小数点1位（小数点以下2位切捨て）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数に1を加えた数とする。 なお、小規模保育事業B型（小規模型事業所内保育事業B型を含む。）においては、このうち6割以上を保育士とする。 また、前述の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	1 職員配置は適正に行われているか。	(1) 区家庭的条例第10条 (2) 区家庭的条例第23条：家庭的保育 (3) 区家庭的条例第29条：小規模A (4) 区家庭的条例第31条：小規模B (5) 区家庭的条例第34条：小規模C (6) 区家庭的条例第39条：居宅訪問型 (7) 区家庭的条例第44条：事業所内 (8) 区家庭的条例第47条：小規模型事業所内 (9) 区家庭的条例附則第6条～第9条 (10) 事務取扱要綱第5条 (11) 児発第302号 (12) 雇児保発第0930001号 (13) 令和3年3月19日子発0319第1号一部改正こ成保21令和5年4月21日 「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」（準拠） (14) 平成28年2月18日雇児発0218第2号 「保育所等における保育士配置に係る特例について」（準拠）	(1) 職員配置が適正に行われていない。	C

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<保育所型事業所内保育事業> 保育士の数は、区条例に規定する児童の年齢区分別に、定員を保育士の員数の基準となる児童数で除した数を小数点1位（小数点以下2位切捨て）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数とする。 <常勤の保育士の定義> (1) 期間の定めのない労働契約を結んでいる者（ただし1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。） (2) 労働基準法施行規則により、明示された就業場所が当該事業所であり、かつ従事すべき業務が保育であること。 (3) 勤務時間が、当該保育所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上に限る。）に達しているか、1日6時間以上かつ月20日以上、常態的に勤務し、社会保険の被保険者であること。 ※ 同一敷地内に設置されている社会福祉施設の職員の施設間の兼務を行うことができる。ただし、直接保育に従事している職員は、その行う保育に支障がある場合は、この限りではない。 3 短時間勤務の保育士の導入 保育に直接従事する者は、子どもを長時間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保することを基本とするが、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合で、以下の基準を全て満たす場合には区条例上の定数の一部に短時間勤務の保育士（常勤の保育士以外の保育士をいう。以下同じ。）を充てても差し支えない。 <短時間勤務の保育士導入の要件> (1) 常勤の保育士が各組や各グループに1名以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）配置されていること。 (2) 常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。 ※家庭的保育事業、小規模型保育事業C型、居宅訪問型は除く		(1) 子発0319第1号		

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	4 保育士配置に係る特例について ※小規模型保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業所のみ適用 ①児童の年齢別配置基準により算定した職員数が1人となる時間帯の特例 常勤保育士（児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた者のうち、事務取扱要綱第5条第1項に規定する常勤の保育士を指し、区家庭的条例第44条第3項、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。以下同じ）1名。 ただしこの場合、常勤保育士1名に加え、区長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者（以下「区長が適当と認める者」という。）を1名以上置かなければならない。 <区長が適当と認める者> 次のaからcのいずれかに該当する者であって、かつ、当該保育所の施設長及び設置者代表者が、当該職員の保育者としての能力を確認した上で適当と認める者。 a 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設等、児童福祉法第6条の3第8項、第10項、第12項に係る事業、東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に基づく認証保育所又は自治体が独自に行う保育施設・事業であって当該自治体が適当と認める施設・事業のいずれかで、継続して1年以上、乳幼児の直接処遇を担当した経験を有する者。 なお、継続して勤務した期間中の勤務実績は、少なくとも月平均80時間以上とする。 b 児童福祉法第6条の3第9項に定める家庭的保育者 c 子育て支援員研修事業実施要綱（平成27年5月21日雇児発0521第18号）に基づく子育て支援員研修（子育て支援員専門研修（地域保育コース）のうち選択科目を地域型保育とする研修）を修了した者		(1) 区家庭的条例附則第6条		

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	② 雇用すべき児童年齢別基準職員の資格の特例 ア 保健師又は看護師 1 人を、保育士とみなすことができる。 この場合において、乳児の数が 4 人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 イ 幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭であって当該保育所の施設長及び設置者代表者が、当該職員の保育者としての能力を確認した上で適当と認める者を、保育士とみなすことができる。 なお、原則として、小学校教諭が行う保育は 5 歳以上児、幼稚園教諭が行う保育は 3 歳以上児とすること。 ③ 開所時間中に配置すべき児童年齢別基準職員の資格の特例 ア 「幼稚園教諭等」、「区長が適当と認める者」を、現に登園している児童に対する基準職員数の 3 分の 1 を超えない範囲で保育士とみなすことができる。 イ 保育所が 8 時間を超えて開所する日において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、「区長が適当と認める者」を、保育士とみなすことができる。ただし、基準職員数を超えて雇用した職員のうち、開所時間中における保育に直接従事するために出勤した保育従事者数から基準職員数の数を差し引いて得た数の範囲で適用することができる。 ④ ②イ及び③を適用する保育所においては、児童年齢別基準職員数の 3 分の 2 以上の常勤保育士（②又は③の規定により保育士とみなされる者を除く。）を置かなければならない。		(1) 区家庭的条例第44条第3項 (2) 区家庭的条例附則第7条 (1) 区家庭的条例附則第 8 条		
(2) 職員の資格保有	1 家庭的保育事業等は、各事業ごとに区条例に基づいた職員の資格の保有を徹底しなければならない。 2 保育士でない者は、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。	1 資格を要する職種において、有資格者が勤務しているか。 1 保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用していないか。	(1) 区家庭的条例第23条：家庭的保育 (2) 区家庭的条例第29条：小規模 A (3) 区家庭的条例第31条：小規模 B (4) 区家庭的条例第34条：小規模 C (5) 区家庭的条例第39条：居宅訪問型 (6) 区家庭的条例第44条：事業所内 (7) 区家庭的条例第47条：小規模型事業所内 (1) 児童福祉法第18条の23	(1) 資格を要する職種に有資格者が勤務していない。 (1) 保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用している。	C C

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 採用、退職	1 家庭的保育事業者等は、募集及び採用について、性別にかかわらず均等な機会を与えなくてはならない。	1 募集及び採用について、性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。	(1) 均等法第5条	(1) 募集及び採用について、性別にかかわらず均等な取扱いをしていない。	B
	2 家庭的保育事業者等は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の条件を明示しなければならない。 (1) 労働契約の期間に関する事項 (2) 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項 (通算契約期間又は有期労働契約の更新回数に上限の定めがある場合には当該上限を含む) (3) 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 (就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を含む) (4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに就業時転換に関する事項 (5) 賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切及び支払いの時期並びに昇給に関する事項 (6) 退職に関する事項(解雇の事由を含む) 上記の事項等については、書面交付の方法により明示する必要がある。	1 職員の採用時に職務内容、給与等の労働条件を明示しているか。	(1) 労働基準法第15条第1項 (2) 労働基準法施行規則第5条	(1) 採用時に労働条件の明示がない。 (2) 採用時に労働条件の明示が不十分である。	B B
(4) 関連帳簿の整備	3 非常勤職員の雇用 就業規則等の交付等により雇用期間、賃金、勤務時間、職務内容等が明確であること。 労働の実態が就業規則等と異なる場合には、労働条件に関する事項を文書で明らかにする必要がある。 なお、有期労働契約の締結において、その契約期間内に無期転換申込権が発生する場合は、無期転換申込に関する事項及び無期転換後の労働条件を明示する必要がある。 ＜パートタイム・有期雇用労働法上の明示事項＞ 昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口	1 非常勤職員の採用時に、雇入通知書(雇用契約書)等の文書を交付し、必要な勤務条件を明示しているか。	(1) 労働基準法第15条第1項 (2) 労働基準法施行規則第5条 (3) パートタイム・有期雇用労働法第6条 (4) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則(平成5年労働省令第34号)第2条	(1) 非常勤職員に勤務条件の明示がない。 (2) 非常勤職員に勤務条件の明示が不十分である。	B B
	職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない。 (1) 資格証明書(保育士証の写し、医師免許証の写し等) (2) 履歴書 (3) 労働者名簿 (①氏名 ②生年月日 ③履歴 ④性別 ⑤住所 ⑥従事する業務の種類 ⑦雇入れ年月日 ⑧退職年月日及びその理由 ⑨死亡年月日及びその原因等)	1 資格が必要な職種の職員について、資格証明書を整備しているか。 2 履歴書を整備しているか。 3 労働者名簿は全職員分を整備しているか。	(1) 区家庭的条例第19条 (1) 区家庭的条例第19条 (1) 労基法第107条、109条 (2) 区家庭的条例第19条 (3) 労基法施行規則第53条、第56条	(1) 資格職種の資格証明書を整備していない。 (2) 一部職員の資格証明書を整備していない。 (1) 履歴書を整備していない。 (1) 労働者名簿を整備・保管していない。	C B B B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
5 勤務状況					
(1) 勤務体制	事業等における職員の労働時間や休日等の勤務体制は、労働基準法を遵守すること。	1 勤務体制が労働基準法上、適正か。	(1) 労働基準法第32条～第41条	(1) 勤務体制が労働基準法上、適正でない。	B
(2) 男女の均等な待遇の確保	1 家庭的保育事業者等は、労働者の配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職及び解雇等について性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない。 2 家庭的保育事業者等は、女性労働者が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。また、その指導事項を守ることができるよう必要な措置を講じなければならない。	1 性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。 1 妊娠中及び出産後の女性労働者に対して、保健指導等の時間を確保しているか。また、保健指導等に基づく指導事項を守れるよう、勤務の軽減等必要な措置を講じているか。	(1) 均等法第6条～第8条 (1) 均等法第12条、第13条	(1) 性別による差別的取扱をしている。 (1) 保健指導等を受けるための時間を確保していない。 (2) 勤務の軽減等必要な措置を講じていない。	B B
(3) 妊娠した労働者等の就業環境の整備	1 事業主は、女性労働者が妊娠・出産・産前産後休業の申請取得等に関する言動により就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備その他の必要な措置を講じなければならない。 2 事業主は、労働者が育児・介護休業等の利用に関する言動により就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備その他の必要な措置を講じなければならない。	1 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置を行っているか。 1 育児・介護休業等の利用に関するハラスメントの防止措置を行っているか。	(1) 均等法第9条、第11条の3、第11条の4 (2) 均等法施行規則第2条の2 (1) 育児・介護休業法第10条、第16条、第16条の4、第16条の7、第25条、第25条の2	(1) 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置を行っていない。 (1) 育児・介護休業等の利用に関するハラスメントの防止措置を行っていない。	B B
(4) 勤務状況の帳簿の整備	職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない。 ・出勤・退勤に関するもの（タイムカード） ・出張（外出）に関するもの ・所定時間外勤務に関するもの ・休暇取得に関するもの等	1 勤務関連帳簿を整備しているか。	(1) 区家庭的条例第19条 (2) 労働基準法第109条 (3) 労働安全衛生法第66条の8の3 (4) 労働安全衛生規則第52条の7の3	(1) 勤務に関する帳簿を整備していない。 (2) 勤務に関する帳簿の一部が整備されていない。又は記録の内容に不備がある。	C B
6 職員給与等の状況					
(1) 本俸・諸手当	職員の給与については、適正に支給することが必須である。	1 本俸・諸手当は規程どおり支給されているか。 2 初任給は規程どおりに決定しているか。 3 昇給及び昇格は規程どおりに行われているか。	(1) 労働基準法第15条、24条～28条、37条、89条	(1) 本俸・諸手当を規程どおり支給していない。 (1) 初任給を規程どおりに決定していない。 (1) 昇給及び昇格を規程どおりに行っていない。	B B B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 社会保険	職員5人以上を使用する事業所は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働者災害補償保険のいずれの保険においても、被保険者として強制加入又は強制適用されることとなっており、原則として小規模保育事業は社会保険に加入の義務がある。 ※労災、雇用保険に関しては1人でも雇っていれば加入しなければならない。労災は労働時間・契約形態に関係しない（同居の家族は除く）。雇用保険は雇用保険への加入条件を満たす職員が一人でもいれば加入義務が発生（週20時間以上かつ31日以上継続して雇用される者）。 ※健康保険、厚生年金については法人ならば、事業主一人でも加入義務発生。個人事業主であれば、健康保険法3条・厚生年金法6条に定める業種で5人以上従業員を雇用する事業所のみ加入義務発生（個人経営ならば5人以上従業員を使用する小規模保育所のみ）。	1 社会保険への加入は適正か。 2 健康保険、厚生年金等すべての社会保険に加入しているか。 3 健康保険、厚生年金等の社会保険に未加入者はいないか。	(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条 (2) 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第24条 (3) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項 (4) 厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第15条 (5) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条 (6) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第6条 (7) 労働者災害補償保険法昭和22年法律第50号）第3条第1項	(1) 健康保険、厚生年金等いずれかの保険に未加入である。 (2) 加入はしているが、いずれかの保険に未加入者がいる。	B B
(3) 賃金台帳	使用者は、賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他法令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。	1 賃金台帳を整備しているか。	(1) 労基法第108条、109条 (2) 区家庭的条例第19条 (3) 労働基準法施行規則第54条	(1) 賃金台帳を整備・保管していない。	B
7 健康管理					
(1) 安全衛生管理体制	労働者の健康の確保は、事業の円滑な遂行に不可欠な条件であり、法の定めにより定期的に健康診断を実施するとともに、労働者の安全又は衛生のための教育等が必要である。 ・労働者が常時10人以上50人未満の施設においては、衛生推進者を選任し、衛生管理者に準じた職務を行わせること。また、衛生に関する事項について関係労働者の意見を聴くための機会を設けること。	1 （職員が常時10人以上50人未満の施設において）衛生推進者を選任しているか。	(1) 労働安全衛生法第12条の2 (2) 労働安全衛生規則第12条の2～4	(1) 衛生推進者を選任していない。 衛生推進者を職員に周知していない。 (2) ない。	B B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 健康診断	常時使用する労働者を雇い入れる時は、健康診断を行わなければならない。（雇入時健康診断） 定期健康診断は1年以内ごとに1回、必要な項目について医師による健康診断を行わなければならない。また、夜間業務に従事する職員の場合には6か月以内ごとに1回の健康診断が必要となる。 なお、1年以上使用されることが予定されている者及び更新により1年以上引続き使用されている者で、就労時間数が通常の就労者の3/4以上の者についても同様に行うこと。 ・結核診断の結果結核の発病のおそれがある者に対して、X線直接撮影検査、かく痰検査及び聴診・打診その他必要な検査を行うこと。 ・健康診断個人票を作成して、これを5年保存すること。	1 健康診断を適切に実施しているか。	(1) 区家庭的条例第17条 (2) 労働安全衛生法第66条 (3) 労働安全衛生規則第43条～第45条 (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2 (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第27の2 (6) 平成26年7月24日基発0724第2号第111ト(二)	(1) 健康診断が未実施である。 (2) 調理・調乳に携わる者に健康診断の未受診者がいる。 (3) 健康診断の未受診者がいる。 (4) 健康診断の実施方法が不適切である。 (5) 健康診断の実施時期が不適切である。 (6) 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書を労働基準監督署へ提出していない。	C C B B B B
8 職員研修	家庭的保育事業等の職員は、知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 施設は、職員に対し資質の向上及び人材確保のため、研修体系を構築し、研修等の充実を図るとともに、職員の自己研鑽が図られるよう、業務の中で必要な知識や技術を習得できる体制や、職場内や外部の研修受講の機会等の確保に努めなければならない。 特に、個人の職務遂行能力に応じた、具体的内容をもった実施計画が立てられていることが望まれる。 家庭的保育事業者等は、保育所の全体的な計画や、各職員の研修の必要性を踏まえて、体系的・計画的な研修機会を確保するとともに、職員の勤務体制の工夫等により、職員が計画的に研修等に参加し、その専門性の向上が図られるよう努めなければならない。 ・職場における研修の充実を図ること。 ・外部研修への参加機会が確保されるよう努めること。 ・職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成すること。 ・研修終了後、報告をさせ、研修内容を他の職員と共有することにより、保育所全体としての保育実践の質及び専門性の向上につなげること。 ・研修の受講は特定の職員に偏ることなく行われるよう配慮すること。 ・職員の研修に関する要望を聴取し、計画に反映させること。 ・研修効果を把握し、今後の研修計画に反映させること。	1 研修の機会を確保しているか。 2 研修計画を適切に立てているか。 3 研修の成果を活用しているか。	(1) 区家庭的条例第9条 (2) 保育所保育指針第5章2(2)、3(1)(2) (3) 厚生労働省告示第289号第3-2②③	(1) 研修を実施していない。 (2) 研修の実施が不十分である。 (3) 研修の機会が公平に与えられていない。 (1) 研修計画が適切に立てられていない。 (1) 研修の成果を活用していない。	C B B B B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
9 建物設備等の管理 (1) 建物設備の状況	1 利用者が、良好な環境のもとで生活を営むためには各法令に定められている建物設備の基準を確保する必要がある。建物設備等の内容を変更する場合は、区条例及びその他の法令を満たす必要がある。 ・非常口は避難に有効な位置に2か所2方向設置。(1階保育室等、屋上屋外遊技場も2方向) ※ 家庭的保育事業を行う場所の避難の位置については、認可申請時（変更した場合も含む）より相違がないか。 ・「室内化学物質対策実施基準」に基づき、室内化学物質を測定するとともに、必要な対策を講じ、安全性が確認された後に開設しているか。 ・保育室等及び医務室がある建物は、ア新耐震基準により建築された建物、イ耐震診断により安全性が確認された建物 2 建物設備等の内容変更により、区条例を満たさないことが起こり得る。変更する場合には、内容変更の届出をする必要がある。 また、面積が増加する場合も認可内容変更の届出をする必要がある。 認可関係書類、図面等は、施設の設備の現状及び認可内容の状況を示すものであり、整備、保管しておくこと。	1 構造設備が基準を満たしているか。 1 建物設備等の認可内容と現状に相違がないか。 また、変更する場合、届出をしているか。	(1) 区家庭的条例第22条：家庭的保育 (2) 区家庭的条例第28条：小規模A (3) 区家庭的条例第32条：小規模B (4) 区家庭的条例第33条：小規模C (5) 区家庭的条例第38条：居宅訪問型 (6) 区家庭的条例第43条：事業所内 (7) 区家庭的条例第48条：小規模型事業所内 (1) 児童福祉法施行規則第36条の36第3項、第4項 (2) 事務取扱要綱第11条	(1) 構造、設備が基準を満たしていない。 (1) 建物設備等の認可内容と現状に著しい相違がある。 (2) 認可内容と現状に相違がある。 (3) 認可内容の変更を届け出ていない。	C C B B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	3 家庭的保育事業等は、規模及び構造の変更により、基準面積を下回ってはならない。 ア 家庭的保育事業にあつては、専用の部屋の面積は9.9㎡（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9㎡に3人を超える人数1人につき、3.3㎡を加えた面積）以上、庭（代替場所含む）の面積は満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上であること。 イ 小模保育事業所A型及びB型にあつては、乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上、保育室又は遊戯室の面積は、満2歳児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、2歳児1人につき3.3㎡以上であること。 ウ 小模保育事業所C型にあつては、乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上、保育室又は遊戯室の面積は、満2歳児1人につき3.3㎡以上、屋外遊戯場の面積は、2歳児1人につき3.3㎡以上であること。 エ 居宅訪問型保育事業にあつては、当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けること。 オ 事業所内保育事業所にあつては、乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上、保育室又は遊戯室の面積は、満2歳児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、2歳児1人につき3.3㎡以上であること。	1 在籍児に見合う基準面積を下回っていないか。	(1) 事務取扱要綱第4条 (2) 区家庭的条例第22条：家庭的保育 (3) 区家庭的条例第28条：小規模A (4) 区家庭的条例第32条：小規模B (5) 区家庭的条例第33条：小規模C (6) 区家庭的条例第38条：居宅訪問型 (7) 区家庭的条例第43条：事業所内 (8) 区家庭的条例第48条：小規模型事業所内	(1) 基準面積が不足している。	C
	4 家庭的保育事業等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	1 必要な医薬品等が備えられ、適正に管理されているか。	(1) 区家庭的条例第14条 (2) 保育所保育指針第3章1(3)エ	(1) 必要な医薬品等の整備・管理が不十分である。	B
	5 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えなければならない。	1 保育に必要な用具が備えられているか。	(1) 区家庭的条例第28条：小規模A (2) 区家庭的条例第32条：小規模B (3) 区家庭的条例第33条：小規模C (4) 区家庭的条例第38条：居宅訪問型 (5) 区家庭的条例第43条：事業所内 (6) 区家庭的条例第48条：小規模型事業所内 (7) 保育所保育指針第1章1(4)	(1) 用具等が備えられていない。 (2) 用具等の備えが不十分である。	C B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 建物設備の安全、衛生	1 家庭的保育事業等の設備構造は、採光、換気等利用している者の保健衛生及びこれらの者に対する危険防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。具体的には、施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めること。 そして、設備構造はもとより、施設の運営管理上からも、児童の安全確保が図られなければならない。 2 家庭的保育事業等を利用している者の使用する設備等については、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	1 構造設備に危険な箇所はないか。 2 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は適切か。 1 保育室、便所等設備が清潔であるか。 2 施設内にある用具（寝具、遊具等）が清潔であるか。	(1) 区家庭的条例第5条 (2) 雇児発第1225008号 (3) 保育所保育指針第3章3、4(1)イ (1) 区家庭的条例第14条	(1) 構造設備に危険な箇所がある。 備品が損傷して危険である。 (2) 危険物が放置されている。 (3) 構造設備その他にやや危険な箇所がある。 (1) 採光・換気等が悪い。 (1) 衛生上、著しく問題がある。 (2) 衛生管理が不十分である。 (1) 衛生上、著しく問題がある。 (2) 衛生管理が不十分である。	C C C B C C B B
(3) 環境衛生の状況	1 受水槽の有効容量の合計が10m³を超える設備を有する等水道法で規定する簡易専用水道の場合には、次の事項を行う。 (1) 厚生労働大臣が指定する検査機関による検査を年1回実施すること。 (2) 次のような衛生管理を行うこと。 ① 貯水槽の清掃（年1回）（専門の清掃業者に委託）。 ② 給水栓における水の色、濁り、臭い、味、その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、必要な水質検査を行う。 なお10m³以下の小規模給水施設管理者は法的義務はないが「東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」等により、衛生的措置を採るよう指導している。 2 浄化槽を使用している場合、放流水の水質検査及び浄化槽の保守点検を定期的に行うことが義務付けられている。	1 10m³を超える簡易専用水道の場合において、法令等に基づいた適正管理衛生確保を図っているか。 1 浄化槽を使用している場合、定期的な点検及び水質検査を実施しているか。	(1) 社援施第116号通知 (2) 水道法第3条第7項、第34条の2 (3) 水道法施行規則第55条、第56条 (4) 水道法施行令第2条 (1) 浄化槽法第10条、第11条	(1) 10m³を超える簡易専用水道の場合において、水道法に定める検査、衛生的管理を実施していない。 (1) 浄化槽の定期的な点検及び水質検査を実施していない。	B B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
10 災害対策の状況 (1) 管理体制 (防火管理者)	防火管理者は、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、おおむね次の事項について当該防火対象物の管理について権限を有する者の指示を受けて消防計画を作成することとされている。 (1) 選任（解任）・届出 施設においては、防火管理者を選任し、所轄の消防署に遅滞なく届け出なければならない（消防法第8条）。 (2) 資格 消防法施行令第3条に規定する資格が必要である。	1 防火管理者を選任し、届け出ているか。また、管理的あるいは監督的地位にある者を選任しているか。 ※収容人員（定員＋最大職員数）が30人以上の場合、選任が必要 消防法施行令第1条の2第3項	(1) 消防法第8条 (2) 消防法施行令第3条	(1) 防火管理者を選任していない。	B
	(3) 業務 防火管理者は、防火管理上必要な業務を誠実に遂行するとともに、消防用設備等の点検及び整備、又は適切な防火管理上の指示を与えなければならない。 ＜業務内容＞ ① 消防計画の作成 ② 消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施 ③ 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備 ④ 火気の使用又は取扱いに関する監督 ⑤ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ⑥ 収容人員の管理 ⑦ その他防火管理上必要な業務	2 防火管理者としての業務が適正に行われているか。	(1) 消防法第8条 (2) 消防法施行令第3条の2	(2) 防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者を選任していない。 (3) 防火管理者の届出をしていない。	B
(2) 防火対策	家庭的保育事業所等のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについては、防災処理を施されたものを使用しなければならない。 ※家庭的保育事業においては、消防庁の予防事務審査基準に基づき防火対象物とみなされる場合に限る。	1 カーテン、絨毯等は防災性能を有しているか。	(1) 区家庭的条例第28条：小規模A (2) 区家庭的条例第32条：小規模B (3) 区家庭的条例第43条.48条：事業所内 (4) 消防法第8条の3第1項 (5) 消防法施行令第4条の3 (6) 消防法施行規則第4条の3 (7) 社施第107号通知	(1) カーテン、絨毯等が防災性能を有していない。	C

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 消防計画等	1 消防計画は、火災等非常災害時における利用者、職員の安全確保を図るために、その基本となる具体的計画であり、消防法施行規則第3条に定める項目を満たして作成し、所轄の消防署に届け出る必要がある。 (1) 消防計画の策定 非常災害時における児童の安全確保を図るためにその基本となる具体的計画を策定しなければならない。なお、消防計画の内容は、消防法令等に定める項目を満たすこと。 (2) 消防署への届出 計画策定者は防火管理者であり、消防署に届け出なければならない。 2 事業者は、都及び区が作成する地域防災計画を基準として、事業活動に関して震災を防止するための事業所単位の防災計画を作成しなければならない。 ・消防計画に、事業所防災計画に規定すべき事項を定めること。 3 荒川区地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、区長に報告しなければならない。	1 消防計画、あるいは、これに準ずる非常災害に対する具体的な計画を作成しているか。 2 消防計画を所轄消防署に届出しているか。 3 消防計画変更の際には、変更の届出をしているか。 1 地震防災計画（事業所防災計画）を作成しているか。 1 避難確保計画を作成し、区長に報告しているか。	(1) 区家庭的条例第7条 (2) 消防法第8条 (3) 消防法施行令第3条の2 (4) 消防法施行規則第3条 (1) 区家庭的条例第7条 (2) 東京都震災対策条例第10条 (3) 帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号） (4) 社施第5号通知 (5) 東京消防庁告示第2号 (1) 水防法第15条の3第1項、第2項 (2) 土砂災害防止法第8条の2第5項 (3) 令和4年11月29日4荒区防第727号「水防法等に基づく要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について」 (1) 消防法第4条	(1) 消防計画を作成していない。 (2) 消防計画の内容に不備がある。 (3) 消防計画を届出していない。 (4) 変更の届出をしていない。 (1) 事業所防災計画を作成していない。 (2) 事業所防災計画の内容に不備がある。 (1) 避難確保計画を作成していない。 (2) 区長に報告していない。 (1) 消防署の立入検査の指示事項に対する改善がされていない。 (2) 消防署の立入検査の指示事項に対する改善が不十分である。	C B B B C B B B B B
(4) 消防署の立入検査	消防法第4条に基づく消防署の立入検査の結果による指示事項については、施設として速やかに指示事項を改善すること。	1 消防署の立入検査の指示事項について改善しているか。	(1) 消防法第4条	(1) 消防署の立入検査の指示事項に対する改善がされていない。 (2) 消防署の立入検査の指示事項に対する改善が不十分である。	B B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 防災訓練等	1 非常災害に平穏かつ迅速に対応するには、平素からの訓練が大切である。家庭的保育事業者等は避難及び消火に対する訓練を、月1回以上実施しなければならない。 ・避難及び消火訓練を毎月1回以上実施すること（図上訓練は含まない）。 ・消防計画に沿った訓練が定期的に行われること。 ・訓練を実施するときは、あらかじめ、消防機関に通知しておくこと。 ・原則として、訓練は全職員が参加して実施すること。 ・避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫すること。 ・訓練結果については、毎回記録し次回訓練等の参考にすること。 なお、防災訓練については、少なくとも年1回は引取訓練を含んだものを行うよう努めること。この場合、降園時間などを活用して保護者の負担をできるかぎり少なくするよう配慮すること。 また、災害発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との連携に努めるとともに、連絡体制や引渡し方法等について確認しておくこと。 2 実施状況の記録は、実地の反省及び今後の訓練等の貴重な資料となるので、訓練目標、災害種別、訓練方法及びその状況、所要時間、講評等について、できるだけ詳細に記録する必要がある。 訓練方法については、実効ある訓練を確保する見地から、災害発生の想定時間、発生場所等が十分に検討されたものであるかどうか確認し、訓練そのものが惰性的なものにならないようにする。 さらに、訓練は全職員が参加して実施すること。 3 荒川区地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、その結果を区長に報告しなければならない。	1 避難・消火・通報訓練を法令・通達で定められているとおり実施しているか。 2 地域の関係機関や保護者との連携の下に避難訓練を実施しているか。 3 地震想定訓練を実施しているか。 1 訓練結果の記録を整備しているか。 1 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、区長に報告しているか。	(1) 区家庭的条例第7条 (2) 消防法施行令第3条の2第2項 (3) 保育所保育指針第3章4 (2) イ、ウ (1) 保育所保育指針第3章4 (3) イ (1) 社施第5号通知 (1) 消防法施行規則第4条の2の4第2項 (1) 水防法第15条の3第5項 (2) 土砂災害防止法第8条の2第5項 (3) 令和4年11月29日4荒区防第727号「水防法等に基づく要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について」	(1) 毎月避難及び消火訓練を実施していない。 (2) 実施方法が不適切である。 (1) 地域の関係機関や保護者との連携のもとに避難訓練を実施していない。 (1) 地震想定訓練を実施していない。 (1) 訓練記録が整備されていない。 (2) 訓練記録が不十分である。 (1) 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施していない。 (2) 区長に報告していない。	C B B B B B B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 災害発生時への備え	実際に火災や地震などの災害に直面した時のために、保育所として適切に行動できるよう次のとおり備えておくこと。 ①保育所の立地条件や規模、地域の実情等を踏まえた上で、地震や火災などの災害が発生した時の対応等について各保育所でマニュアルを作成し、保育所の防災対策を確立しておく必要がある。 ②地域の関係機関及び関係者との連携については、区市町村の支援の下、連絡体制の整備をはじめ地域の防災計画に関連した協力体制を構築していくことが重要である。各関係機関等とは、定期的に行う避難訓練への協力なども含め、地域の実情に応じて必要な連絡や協力が得られるようにしておくことが重要である。 また、保育所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。なお、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとされている。 保育所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するよう努めなければならない。また、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施するよう努めなければならない。 <参考> 令和4年12月23日付厚生労働省事務連絡「児童福祉施設における業務継続計画について」	1 災害の発生に備え、マニュアルを作成しているか。 2 地域の関係機関と日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めているか。	(1) 保育所保育指針第3章4(2)ア (1) 保育所保育指針第3章4(3)イ	(1) 災害発生に備えたマニュアルを作成していない。 (1) 地域の関係機関と日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めていない。	B B
(7) 保安設備	1 家庭的保育事業等においては、消火器等の消火器具非常口その他非常災害に必要な設備を設け、これに対する日常的な点検を怠らないようにする。 ※延床面積1000㎡以上の場合、有資格者の点検義務未満の場合は自らが行うが、有資格者が望ましい。結果は消防長又は消防署長に報告（資格：消防設備士） ※参考 消防法第17条の3の3→消防法第17条→消防法施行令第6条（別表第一）→消防法施行規則第5条 消防庁の通知により、一定の規模以下の施設においては点検報告の省略が可能となるので注意。 ※家庭的保育事業においては、消防庁の予防事務審査基準に基づき防火対象物とみなされる場合に限る。	1 消防用設備等の点検及び報告をしているか。 2 消防用設備等の自主点検をしているか。 3 点検後の不良箇所を改善しているか。 4 避難器具を設置しているか。	(1) 消防法第17条の3の3 (1) 消防法施行令第3条の2第2項 (2) 社施第59号通知 (1) 社施第59号通知6 (1) 区家庭的条例第7条 (2) 消防法施行令第25条	(1) 消防用設備等の点検及び報告をしていない。 (1) 消防用設備等の自主点検をしていない。 (1) 不良箇所の改善を行っていない。 (1) 避難器具を設置していない。	B B B B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(8) 安全対策	2 非常警報器具又は非常警報設備の設置 (1) 区条例による設置 3階以上の保育施設 (2) 消防法施行令による設置 ① 非常警報設備（非常ベル、自動式サイレン、放送設備） 収容人員50人以上の場合に設置 ただし、自動火災報知設備を基準に従い設置しているときは、当該設備の有効範囲内については、この限りではない。 ② 非常警報器具（警鐘、手動式サイレン、その他） 収容人員20人以上50人未満のとき ただし、自動火災報知設備又は非常警報設備を基準に従い設置しているときは、当該設備の有効範囲内については、この限りではない。	1 非常警報器具又は非常警報設備を設置しているか。 ※家庭的保育：火災報知器及び消火器の設置	(1) 消防法施行令第24条 (2) 区家庭的条例第22条：家庭的保育 (3) 区家庭的条例第28条：小規模A (4) 区家庭的条例第32条：小規模B (5) 区家庭的条例第33条：小規模C (6) 区家庭的条例第38条：居宅訪問型 (7) 区家庭的条例第43条. 48条：事業所内 区家庭的条例第7条	(1) 未設置である。 (2) 整備が不十分である。	C B
	3 消防機関へ通報する設備等の設置 (1) 区条例による設置 ① 消防機関へ火災を通報する設備 3階以上の保育所 (2) 消防法施行令による設置 ① 自動火災報知機設備 延面積が300㎡以上の防火対象物 ② 消防機関へ通報する火災報知設備 延面積が500㎡以上の防火対象物 ③ 漏電火災報知機、 特定の場所を準不燃材以外の材料で造った場合であって、延面積が300㎡以上又は契約電気量50Aを超える場合	1 消防機関へ火災を通報する設備を設置しているか。 2 自動火災報知機等を設置しているか。	(1) 消防法施行令第24条 (2) 区家庭的条例第22条：家庭的保育 (3) 区家庭的条例第28条：小規模A (4) 区家庭的条例第32条：小規模B (5) 区家庭的条例第33条：小規模C (6) 区家庭的条例第38条：居宅訪問型 (7) 区家庭的条例第43条. 48条：事業所内 (8) 所内 (9) 雇児発第1225008号通知 (10) 消防法施行令第23条 消防法施行令第21条、第22条	(1) 未設置である。 (2) 整備が不十分である。	C B
	家庭的保育事業者等は、児童の安全の確保について、特別の注意を有し、日常の安全管理と緊急時の安全確保に努めなければならない。 外部からの不審者等の侵入防止、事故発生時等の適切な救命措置、その他重大事故等のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。 例 ・ 職員の共通理解を図り、役割を明確にし、協力体制をとる。 ・ 施設設備面の安全確保を図り、点検する。 ・ 関係機関や地域との連携を図る。	1 安全対策について、必要な措置を講じているか。	(1) 区家庭的条例第7条の2 (2) 保育所保育指針第3章3(2)、4(1)、(2)、(3) (3) 雇児総発第402号通知1、2	(1) 安全対策について、必要な措置を講じていない。 (2) 安全対策について、必要な措置が不十分である。	C B

	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	(1) 安全計画 家庭的保育事業者等は、児童の安全を図るため、設備の安全点検、職員、児童等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する、指導、職員の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に基づき必要な安全措置を講じなければならない。 策定した安全計画について家庭的保育事業者等は職員に周知し、研修や訓練を定期的の実施しなければならない。 家庭的保育事業者等は、児童の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者等に対し、事業所での安全計画に基づく取り組み内容等を周知しなければならない。 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 (2) 自動車を運行する場合の所在の確認 家庭的保育事業者等は児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車の際の所在の確認を行わなければならない。 参考「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」（令和4年12月20日 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ編） ※安全装置設置の経過措置期間は令和6年3月31日まで（可能な限り令和5年6月末までに設置することが望ましい。） なお、経過措置期間内において安全装置が設置されるまでの間は、代替措置を講ずること。	2 安全計画を策定しているか。 3 安全計画に定める研修及び訓練を定期的の実施しているか。 4 保護者に対し、安全計画に基づく取り組みの内容等について周知しているか。 5 「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合している見落とし防止装置が設置されているか。 6 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っているか。	(1) 区家庭的条例第7条の2 保育所保育指針第3章3 (2)、4 (2) (1)、(2)、(3) (1) 区家庭的条例第7条の3 第2項 区家庭的条例第7条の3第1項 (1)	(1) 安全計画を策定していない。 (1) 安全計画に定める研修及び訓練を実施していない。 (1) 保護者に対し、安全計画に基づく取り組みの内容等について周知していない。 (1) 送迎用バスに見落とし防止装置が設置されていない。 (1) 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っていない。	C C C C C

保育内容編

[凡例]

※ 以下の関係法令、通知を略称して次のように表記する。

番号	関 係 通 知	略 称
1	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
2	荒川区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年条例第23号)	区家庭的条例
3	荒川区家庭的保育事業等設置認可等事務取扱要綱	事務取扱要綱
4	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
5	平成12年5月24日法律第82号「児童虐待の防止等に関する法律」	児童虐待の防止等に関する法律
6	平成17年6月17日法律第63号「食育基本法」	食育基本法
7	令和2年3月31日子発0331第1号、障発0331第8号「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」	子発0331第1号通知
8	令和2年3月31日子母発0331第1号「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」	子母発0331第1号通知
9	令和2年1月21日厚生労働省告示第10号「食事による栄養摂取量の基準」	食事による栄養摂取量の基準
10	平成13年8月1日雇児総発第36号「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」	雇児総発第36号通知
11	平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」	社援施第65号通知
12	平成9年6月30日児企第16号「児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について」	児企第16号通知
13	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
14	平成8年6月18日社援施第97号「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」	社援施第97号通知
15	平成8年8月8日児企第26号「腸管出血性大腸菌感染症の指定伝染病への指定等に伴う保育所等における対応について」	児企第26号通知
16	平成14年8月2日法律第103号「健康増進法」	健康増進法
17	平成15年5月1日荒川区規則第39号「荒川区健康増進法施行細則」	区健康増進法施行細則
18	昭和22年12月24日法律第233号「食品衛生法」	食品衛生法
19	昭和23年7月13日厚生省令第23号「食品衛生法施行規則」	食品衛生法施行規則

番号	関 係 通 知	略 称
20	令和2年8月5日薬生食監発0805第3号「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」	薬生食監発0805第3号通知
21	平成20年3月7日雇児総発第0307001号、社援基発0307001号、障企発第0307001号、老計発第0307001号 「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」	雇児総発第0307001号通知
22	昭和33年4月10日法律第56号「学校保健安全法」	学校保健安全法
23	昭和33年6月10日政令第174号「学校保健安全法施行令」	学校保健安全法施行令
24	昭和33年6月13日文部省令第18号「学校保健安全法施行規則」	学校保健安全法施行規則
25	平成16年1月20日雇児発第0120001号、障発第0120005号「児童福祉施設等における衛生管理等について」	雇児発第0120001号通知
27	平成29年11月10日府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号 「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」	府子本第912号
28	平成13年6月15日雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号通知
29	昭和57年7月2日57福児母第353号「保育所における事故防止について」	都第353号通知
30	昭和41年7月27日児発第470号「児童福祉施設等における赤痢対策の推進について」	児発第470号通知
31	平成12年4月25日児発第471号通知「児童福祉行政指導監査の実施について」	児発第471号通知
32	平成16年3月29日雇児保発第0329001号「保育所における食を通じた子どもの健全育成(いわゆる食育)に関する取組の推進について」	雇児保発第0329001号通知
33	昭和39年8月1日児発第669号「児童福祉施設等における衛生管理の強化について」	児発第669号通知
34	平成10年2月18日児発第86号「保育所における調理業務の委託について」	児発第86号通知
35	平成22年6月1日雇児発0601第4号「保育所における食事の提供について」	雇児発0601第4号通知
36	昭和58年4月21日児発第284号「保育所における嘱託歯科医の設置について」	児発第284号通知
37	平成31年3月29日東京都条例第50号「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」	東京都子供への虐待の防止等に関する条例
38	平成31年2月28日府子本第189号、30文科初第1616号、子発0228第2号、障発0228第2号 「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」	子発0228第2号通知
39	平成31年2月28日府子本第190号、30文科初第1618号、子発0228第3号、障発0228第3号 「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」	子発0228第3号通知
40	昭和46年7月31日児発第418号「児童福祉施設における事故防止について」	児発第418号通知

番号	関 係 通 知	略 称
41	平成28年3月23日27福保子保第3620号「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について」	27福保子保第3650号通知
42	平成30年10月12日30福保子保第3635号「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について」	30福保子保第3635号通知
43	令和4年6月13日府子本第679号、4初幼教第9号、子少発0613第1号、子保発0613第1号 「教育・保育施設等においてプール活動を・水遊びを行う場合の事故の防止について」	府子本第679号通知
44	平成27年3月27日26福保子保第2984号「特定教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」	26福保子保第2984号通知
45	平成28年3月31日府子本第191号、27文科初第1788号、雇児総発0331第6号、雇児職発0331第1号、雇児福発0331第2号、雇児保発0331第2号 「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」	重大事故の再発防止のための事後的な検証通知

目 次

1 保育の状況	1	3 健康・安全の状況	13
(1) 保育に関する基本原則	1	(1) 保健計画	13
(2) 人権の尊重	1	(2) 利用児健康診断	13
(3) 全体的な計画の作成	2	(3) 健康状態の把握	14
(4) 指導計画の作成	2	(4) 虐待等への対応	14
(5) 指導計画の展開	3	(5) 疾病等への対応	15
(6) 保育内容等の評価	4	(6) 衛生管理	16
(7) 保育の体制	4	(7) 乳幼児突然死症候群の発症率を低くする取組み及び 睡眠中の事故防止	16
(8) 帳簿の整備	5	(8) 利用児の安全確保	17
(9) 保護者との連携	6		
2 食事の提供の状況	6		
(1) 食育計画	7		
(2) 食事計画と献立業務	7		
(3) 食事の提供	8		
(4) 給食提供者の届出等	10		
(5) 衛生管理	10		
(6) 調理業務委託	11		
(7) 調理	13		

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 保育の状況 (1) 保育に関する基本原則	1 家庭的保育事業等における保育は、「保育所保育指針」に準じて行い、荒川区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例その他関係法令等の定めによるものである。保育の原理について「保育所保育指針」では次のことを示している。 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児（以下、「利用児」という。）が生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、家庭的保育事業者等の保育は、利用児が現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。 乳児保育では、身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちが通じ合う」及び精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」を目指す。 1歳以上児では、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」を目指す。 家庭的保育事業者等は、利用児の保護者に対し、その意向を受け止め、利用児と保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。	1 保育の内容は適切か。	(1) 区家庭的条例第25条、第30条、第32条、第36条、第46条、第48条 保育所保育指針第1章、第2章 (2) 児発第471号通知別紙1-2 (2) (3) 第1-1[保育所] (3)	(1) 保育の内容が適切でない。 (2) 保育の内容が不十分である。	C B
	2 家庭的保育事業等における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものであり、養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりである。保育全体を通じて、擁護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。	1 養護の内容は適切か。	(1) 区家庭的条例第25条、第30条、第32条、第36条、第46条、第48条 保育所保育指針第1章2 (2)	(1) 養護の内容が適切でない。 (2) 養護の内容が不十分である。	C B
(2) 人権の尊重 ア 人格を尊重した保育	1 家庭的保育事業者等は、利用児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。 利用児一人一人が、自分の気持ちを安心して表すことができ、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれるようにすること。	1 一人一人の人格を尊重した保育を行っているか。	(1) 区家庭的条例第5条 (2) 保育所保育指針第1章1(5)ア、2(2)イ(ア)②③	(1) 一人一人の人格を尊重した保育を行っていない。 (2) 一人一人の人格を尊重した保育が不十分である。	C B
イ 虐待等の行為	1 家庭的保育事業者等の職員は、利用児に対し、児童虐待その他児童の心身に有害な影響を与える次の行為をしてはならない。 ① 利用児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② 利用児にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。	1 利用児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1) 区家庭的条例第12条 (2) 児童虐待の防止等に関する法律 第2条、第3条 (3) 保育所保育指針第1章1(5)ア	(1) 利用児の心身に有害な影響を与える行為をしている。 (2) 一部不適切な行為がある。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	③ 利用児の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の利用児による 1、2 又は 4 の行為と同様の行為の放置その他の施設職員としての養育又は業務を著しく怠ること。 ④ 利用児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。				
(3) 全体的な計画の作成	1 全体的な計画は、利用児や家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、利用児の育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。 全体的な計画は、全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画等を通じ、各家庭の保育事業者等が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。	1 全体的な計画を作成しているか。 2 全体的な計画の内容は十分か。	(1) 保育所保育指針第1章3(1)ア、イ、ウ (2) 児発第471号通知 別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(3)ア	(1) 全体的な計画を作成していない。 (1) 全体的な計画の内容が不十分である。	C B
(4) 指導計画の作成 ア 指導計画の構成	1 全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、利用児の生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な利用児の日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。	1 長期的な指導計画を作成しているか。 2 短期的な指導計画を作成しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)ア (1) 保育所保育指針第1章3(2)ア	(1) 長期的な指導計画を作成していない。 (2) 指導計画の内容が不十分である。 (1) 短期的な指導計画を作成していない。 (2) 指導計画の内容が不十分である。	C B C B
イ 3歳未満児の 個人別指導計画	1 3歳未満児については、利用児一人一人の生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。	1 3歳未満児について、個人別指導計画があるか。 2 個人別指導計画の内容は十分であるか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)イ(ア)、(イ)、(ウ)	(1) 3歳未満児について、個人別指導計画がない。 (1) 個人別指導計画の内容が不十分である。	B B
ウ ねらい及び内容 環境構成	1 指導計画においては、家庭的保育事業所等の生活における利用児の発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、利用児の実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。 また、具体的なねらいが達成されるよう、利用児の生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、利用児が主体的に活動できるようにする。	1 具体的なねらい及び内容が設定されているか。 2 具体的なねらいが達成されるよう、適切な環境を設定しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)ウ	(1) 具体的なねらい及び内容が設定されているか。 (1) 具体的なねらいが達成されるよう、適切な環境を設定しているか。	B B
エ 生活リズムの 調和	1 一日の生活リズムや在園時間が異なる利用児が共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るよう配慮すること。	1 生活リズムの調和を図るよう配慮しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)エ	(1) 生活リズムの調和を図るよう配慮していない。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
オ 午睡の環境確保と配慮	1 利用児の発達過程に応じて、休息を取ることができるようにすること。 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。	1 午睡等の適切な休息をとっているか。 2 休息のために適切な環境を確保しているか。	(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)④、2(2)イ(イ)④、3(2)オ (1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)④、イ(イ)④、3(2)オ	(1) 午睡等の適切な休息を全くしていない。 (1) 休息のために適切な環境を確保していない。	C B
カ 長時間にわたる保育	1 長時間にわたる保育については、利用児の発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置づけること。	1 長時間にわたる保育について、保育の内容等を指導計画への位置づけ、適切に対応しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)カ	(1) 長時間にわたる保育について、指導計画への位置づけ、対応が不十分である。	B
キ 障害のある子どもの保育	1 障害のある利用児の保育については、一人一人の発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、他の利用児との生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置づけること。また、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。	1 障害のある利用児の保育について、発達過程や障害の状態を把握し、指導計画の中に位置づけ、適切に対応しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)キ、第3章2(2)ウ、第4章2(2)イ	(1) 障害のある利用児の保育について、指導計画への位置づけ、対応が不十分である。 (2) 障害のある利用児の保育について、家庭や専門機関との連携が不十分である。	B B
(5) 指導計画の展開	1 指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。 ① 施設長、保育士など全職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。 ② 利用児が行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、利用児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。 ③ 利用児の主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりを持つことが重要であることを踏まえ、利用児の情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。 2 保育士等は、利用児の実態や状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。 3 保育日誌は、保育の状況（全体的な計画・指導計画に基づく保育集団の状況）の記録であり、保育の実践を正確に把握し、保育士の反省の資料として次の保育の手がかりとする重要な記録簿である。 なお、合同保育を行っている場合には合同保育日誌の作成が必要である。	1 指導計画に基づく保育が十分であるか。 1 保育の過程を記録し、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図っているか。 1 保育日誌を作成しているか。 2 保育日誌の記録内容は十分か。 0、1歳児は個人別記録になっているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(3)ア、イ、ウ (1) 保育所保育指針第1章3(3)エ、(5)イ (1) 区 家庭的 条例第19条 (2) 保育所保育指針第1章3(3)エ	(1) 指導計画に基づく保育が不十分である。 (2) 職員による役割分担と協力体制が不十分である。 (1) 保育の過程の記録、指導計画に基づく保育の内容の見直し、改善が不十分である。 (1) 保育日誌を作成していない。 (1) 保育日誌の記録内容が不十分である。	B B C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 保育内容等の評価	1 保育従事者は、保育の計画や記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。 ① 保育士等による自己評価に当たっては、利用児の活動内容やその結果だけでなく、利用児の心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮するよう留意すること。 ② 保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、家庭的保育事業所等、全体の保育の内容に関する認識を深めること。 2 家庭的保育事業者等は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、保育の内容等について自ら評価を行い、結果を公表するよう努めなければならない。 3 家庭的保育事業者等は、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。 保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意すること。 参考：「保育所における自己評価ガイドライン」 (厚生労働省)	1 保育従事者の自己評価を行い、専門性の向上や保育実践の改善を行っているか。 1 家庭的保育事業者等は、保育の内容等について、自ら評価を行い、公表しているか。 1 評価の結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(4)ア、(5) (1) 区家庭的条例第5条 (2) 保育所保育指針第1章3(4)イ、(5)、第5章1(2) (1) 区家庭的条例第5条 (2) 保育所保育指針第1章3(5)、第5章1(2)条	(1) 保育従事者の自己評価を行わず、専門性の向上や保育実践の改善を行っていない。 (1) 家庭的保育事業者等の自己評価を行わず、公表していない。 (1) 評価結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っていない。	B B B
(7) 保育の体制 ア 保育時間、開所時間及び開所日数	1 家庭的保育事業等における保育時間は、原則として一日につき8時間とし、利用児の保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮し、家庭的保育事業者等の長がこれを定める。 2 家庭的保育事業等は、保育を必要とする乳幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設であり、理由なく休所することは許されない。 休所又は一部休所（開所しているが、一部の利用児を休ませている場合をいう。）の理由とは、 ①感染症の疾患 ②非常災害の発生 ③「警戒宣言」の発令などである。 3 家庭的保育事業等運営規程に保育時間を定めておきながら、これを短縮し、個別的な配慮をすることなく一斉に降園させることは認められない。また、家庭保育を依頼することも適切ではない。	1 保育時間、開所・閉所時間、開所日数が適切に設けられているか。 1 その他不適正な事項はないか。	(1) 児童福祉法第6条の3第9項、第10項、第11項、第12項、第39条 (2) 区家庭的条例第24条、第30条、第32条、第36条、第41条、第46条、第48条 (3) 児発第471号通知 別紙1-2(2) 第1-1【保育所】 (1)	(1) 保育時間を短縮している。 (2) 保育時間を定めるに当たって保護者の労働時間等を考慮していない。 (3) 全部又は一部休所している。 (4) 家庭保育を依頼している。 (1) その他不適正事項がある。	C C C B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 保育従事者の配置 【家庭的保育事業、小規模保育事業C型、居宅訪問型保育事業を除く。】	1 保育従事者は保育士である常勤職員を原則とする。 なお、実際の保育にあたり配置する保育従事者の数は、保育児数に対して、職員配置基準による必要保育従事者数と同様の方法により算出するが、保育所型事業所内保育事業にあっては、算出した結果、必要保育士数が1名の場合であっても、常時2名を下回ってはならない。 保育に直接従事する職員は、利用児を長時間にわたって保育できる常勤の職員をもって確保することを基本とする。 ただし、本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児数の変化に柔軟に対応すること等により、利用児の処遇水準の確保が図られる場合で、以下の条件をすべて満たす場合は、職員の一部に短時間勤務の職員（1日6時間未満又は月20日未満勤務する職員をいい、各施設・各事業所の就業規則で定めた勤務時間を下回る者のうち、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する職員を含む。）及びその他の常勤職員以外の職員を充てても差し支えない。なお、この適用にあっては、利用児の発達に応じた組やグループ編成を明確にすること。 ① 常勤職員に代えて短時間勤務の職員及びその他の常勤以外の職員を充てる場合の勤務時間数が、常勤職員を充てる場合の勤務時間数を上回っていること。 ② 常勤保育士が各組や各グループに1人以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る職員配置基準上の定数が2人以上の場合は2人以上。）配置すること。 ③ 設置者が、常勤以外の職員についても指揮命令権を有すること。	1 保育従事者を適正に配置しているか。 2 その他不適正な事項はないか。	(1) 区家庭的条例第23条、第24条、第29条、第30条、第31条、第32条、第34条、第36条、第39条、第41条、第44条、第46条、第47条、第48条事務取扱要綱第5条 (2) 令和2年2月14日 子保発0214第1号「保育所等における利用児がいない時間帯の保育士配置の考え方について」 (3) 令和3年3月19日 子発0319第1号「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」（準拠） (4) 平成28年2月18日 子発0218第2号「保育所等における保育士配置に係る特例について」（準拠）	(1) （家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業を除き）保育士が配置されていない時間帯がある。 (2) （居宅訪問型保育事業を除き）保育従事者一人のみの勤務時間帯がある。 (3) 短時間勤務の職員及びその他の常勤以外の職員を充てる場合の勤務時間数が、常勤職員を充てる場合の勤務時間数を下回っている。 (4) 常勤保育士を必要数配置していない。 (1) その他不適正事項がある。	C C C C B
(8) 帳簿の整備	1 児童出欠簿は、入退所の状況又は各種報告の基礎になるものなので、全ての利用児について毎日正確に記録しておく必要がある。また、常に保管場所を明らかにしておく必要がある。 2 児童票には、利用児一人一人の状態を把握するものとして利用児の保育経過記録と、利用児の保育上必要な最低限の家庭の状況等の参考記録が必要である。	1 児童出欠簿を作成しているか。 2 児童出欠簿の記録内容は十分か。 1 児童票を作成しているか。 2 児童票の記録内容は十分か。	(1) 区家庭的条例第19条 (2) 保育所保育指針第1章3(3)エ (1) 区家庭的条例第19条 (2) 保育所保育指針第1章3(3)エ	(1) 児童出欠簿を作成していない。 (2) 児童出欠簿の記録内容が不十分である。 (1) 児童票を作成していない。 (2) 児童票の記録内容が不十分である。	C B C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(9) 保護者との連携	1 常に利用児の保護者と密接な連絡をとるとともに、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 利用開始時には、保育方針、保育時間、休所日等の家庭的保育事業者等の運営内容を利用のしおり等の文書をもって保護者に周知徹底し、理解を得る必要がある。保護者に対する支援は、利用児の送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信など様々な機会を活用し、利用児の様子や日々の保育の意図などを説明して保護者との相互理解を図るよう努めること。なお、3歳未満児については、家庭的保育事業者等で用意した連絡帳を備える必要がある。 (例示) ・園だよりの発行 ・保護者との懇談会 等	1 保護者との連携は十分か。	(1) 区家庭的条例第26条、第30条、第32条、第36条、第41条、第46条、第48条 (2) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)、第2章1(3)、4(3)、第3章1(1)、(3)、第4章2(1)ア (3) 児発第471号通知 別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕 (3)	(1) 保護者との連絡体制ができていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。 (3) 緊急時の連絡先の把握が不十分である。	C B B
2 食事の提供の状況	1 <家庭的保育事業等の特性を生かした食育> 利用児が豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。 家庭的保育事業所等における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標としており、利用児が生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものである。 2 <食育の環境の整備等> 日々提供される食事について、食事内容や食事環境に十分配慮すること。また、利用児や保護者等に対する献立の提示等食に関する情報の提供や、食事づくり等食に関する体験の機会の提供を行うとともに、将来を見据えた食を通じた自立支援につながる「食育」の実践に努めること。 利用児が自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、利用児と調理員との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。 ゆとりある時間と、採光や安全性の高い食事の空間を確保し、温かい雰囲気になるよう配慮すること。テーブル、椅子、食器や食具の材質や形などは利用児の発達に応じて選択し、食べる場に温かみを感じることができるよう配慮すること。 保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められること。また、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。 参考：「保育所における食事の提供ガイドライン」「楽しく食べる子どもに～保育所における食事に関する指針～」（厚生労働省）		(1) 区家庭的条例第15条、第16条 (2) 食育基本法 (3) 保育所保育指針第3章2 (4) 子発0331第1号通知 (5) 雇児保発第0329001号通知		

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(1) 食育計画	1 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を全体的な計画に基づき作成し、その評価及び改善に努めること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。 作成に当たっては、柔軟で発展的なものとなるように留意することが重要である。同時に、各年齢を通して一貫性のあるものとする必要がある。 食育の計画を踏まえて実践が適切に進められているかどうかを把握し、次の食育の資料とするため、その経過や結果を記録し、自己の食育実践を評価し、改善するように努めることが必要である。	1 食事の提供を含む食育の計画を全体的な計画に基づき作成しているか。	(1) 区 家庭的 条例第15条、第16条 (2) 保育所保育指針第3章2(1)ウ	(1) 食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育の計画に位置づけていない。	B
(2) 食事計画と 献立業務 ア 食事計画	1 食事計画とは、利用児の発育・発達状況、栄養状態、生活状況等について把握し、提供する食事の量と質についての計画である。 食事計画について、「食事による栄養摂取量の基準」を活用する場合には、利用児の特性に応じた適切な活用を図ること。 2 利用児の性、年齢、発育・発達状況、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、提供することが適当なエネルギー及び栄養素の量（以下「給与栄養量」という。）の目標を設定するよう努めること。 昼食など1日のうち特定の食事を提供する場合には、対象となる利用児の生活状況や栄養摂取状況を把握、評価した上で、1日全体の食事に占める特定の食事から摂取されることが適当とされる給与栄養量の割合を勘案し、その目標を設定するよう努めること。 3 献立作成、調理、盛りつけ・配膳、喫食等各場面を通して関係する職員が多岐にわたることから、定期的に管理者等を含む関係職員による情報の共有を図るとともに、常に施設全体で、食事計画・評価を通して食事の提供に係る業務の改善に努めること。	1 食事摂取基準を活用した食事計画を策定しているか。 1 給与栄養量の目標を設定しているか。	(1) 区 家庭的 条例第15条、第16条 (2) 子発0331第1号通知 (3) 子母発0331第1号通知 (4) 食事による栄養摂取量の基準 (1) 区 家庭的 条例第15条、第16条 (2) 子発0331第1号通知 (3) 子母発0331第1号通知	(1) 食事摂取基準を活用した食事計画を策定していない。 (1) 給与栄養量の目標を設定していない。	B B
イ 献立の作成	1 利用児の食に関する嗜好や体験が広がりかつ深まるよう季節感や地域性等を考慮し、品質が良く、多様な食品や料理の組み合わせにも配慮すべきであり、簡易な食事の提供は認められない。簡易な食事の提供とは、米飯の外注・既製品の多用・副食の一部外注のほか、パンと牛乳・カップラーメンなどの調理の手間を省いている食事をいう。 献立作成に当たっては、利用児の咀嚼や嚥下機能、食具使用の発達状況等を観察し、その発達を促すことができるよう、食品の種類や調理方法に配慮すること。 また、利用児や保護者等に対する献立の提示等、食に関する情報の提供や食事づくり等食に関する体験の機会の提供を行うとともに将来を見据えた食を通じた自立支援につながる食育の実践に努めること。 (例示) ・2週間周期以上の献立となっている。 ・誕生会、行事食等が盛り込まれている。 ・四季に応じた食品が使用されている。	1 定期的に管理者等を含む関係職員が参加の上、給食(献立)会議等による情報の共有を図っているか。 1 献立表を適正に作成しているか。	(1) 子母発0331第1号通知 (1) 区 家庭的 条例第15条、第16条 (2) 子発0331第1号通知 (3) 子母発0331第1号通知 (4) 健康増進法施行細則第7条	(1) 定期的に管理者等を含む関係職員参加の上、給食(献立)会議による情報の共有を図っていない。 (1) 献立表を作成していない。 (2) 予定献立の記載内容が不適当である。 (3) 責任者の関与がない。 (4) 簡易な食事の提供の回数が著しく多い、又は継続している。 (5) 献立が季節感などを考慮した変化に富む内容になっていない。 (6) 既製品（インスタント食品・市販の調理済み製品等）の使用が随所にみられる。 (7) おやつが甘味品・菓子類に偏っている。	B C B B B B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ 給食材料の 用意、保管	1 献立表で計画されたメニューを可能な限り正確に実施するには、日々食数を把握し、必要量を購入することになる。そして、食品購入（の手続き）受払等は、適切に管理、把握しなければならない。給食規模の大小にかかわらず、発注・払出は伝票等により把握すること。また、原料食品の購入に当たっては、品質、鮮度、汚染状態等に留意する等検収を確実に実施し、事故発生防止に努めること。	1 あらかじめ作成された献立に従って食品を購入しているか。	(1) 区 家庭的 条例第15条、第16条、第19条 (2) 社援施第65号通知 (3) 健康推進法施行規則第7条 (4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第2[共通事項](3) (5) 雇児総発第36号通知	(1) 正当な理由なく変更している。 (2) 数量に大幅な違いがみられる。	C C
		2 発注書・納品書を整理、保存しているか。		(1) 発注書・納品書がない、又は不十分である。 (2) 発注に当たって責任者の関与がない。	B B
		3 納品時に食品材料の検収を行っているか。		(1) 食品材料の検収を全く行っていない。	C
		4 在庫食品の受払処理は適正か。		(1) 在庫食品の受払を把握していない、又は不十分である。	B
(3) 食事の提供 ア 献立に基づく 提供	1 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。また、献立に基づき食事の提供を行う。	1 あらかじめ作成された献立に従って食事を提供しているか。	(1) 区 家庭的 条例第15条、第16条	(1) 正当な理由なく、献立に従って食事を提供していない。献立表を作成していない。	C
		2 食事の提供に関する記録（給食日誌、実施献立等）を作成しているか。	(1) 区 家庭的 条例第15条、第16条、第19条 (2) 児発第471号通知 別紙1-2(2)第2[共通事項]	(1) 食事の提供に関する記録を作成しているか。 (2) 実施献立の記載内容が不適当である。	C B
イ 利用児の状況 に応じた配慮	1 利用児一人一人 の生活リズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事が取れるようにすること。 体調不良、食物アレルギー、障害のある 利用児 など、一人一人の心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。 家庭的保育事業所等で初めて提供する食材について、家庭での提供状況を確認すること。	1 利用児の状況に応じた配慮をしているか。	(1) 区 家庭的 条例第15条、第16条、第19条 (2) 保育所保育指針第1章2(2)イ(イ)④、第3章2(2)ウ	(1) 利用児の状況に応じた配慮を行っていない。 (2) 利用児の状況に応じた配慮が不十分である。	C B
	2 <乳児> 乳児の食事は、個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しめるよう配慮すること。 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、離乳食が完了期へと徐々に移行する中で、様々な食品に慣れるようにするとともに、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。 乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、保育所保育指針第3章に示す事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。	1 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮をしているか。	(1) 区 家庭的 条例第15条、第16条 (2) 保育所保育指針第2章1(2)ア(イ)①③、(ウ)②、(3)ウ、2(2)ア(イ)②④、(ウ)②④ (3) 子発0331第1号通知 (4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第2[共通事項](5) (5) 食事による栄養摂取量の基準	(1) 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮を行っていない。 (2) 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ 食事の中止等	3 <1歳以上3歳未満児> 1歳以上3歳未満児の食事は、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、利用児が自分でしようとする気持ちを尊重すること。また、基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、家庭との適切な連携の下で行うようにすること。 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、ゆったりとした雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。 参考：「授乳・離乳の支援ガイド」（厚生労働省） 4 利用児の食物アレルギー等に配慮した食事の提供を行うとともに、食物アレルギー対策に取り組み、食物アレルギーを有する利用児の生活がより一層、安心・安全なものとなるよう誤配および誤食等の発生予防に努めること。 状況を把握するとともに、平素より危機管理体制を構築しておくこと。 アレルギー疾患を有する利用児の保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。 参考：「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（厚生労働省） 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」、 「保育園・幼稚園・学校における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック」（東京都福祉保健局）	1 食物アレルギーへの対応を適切に行っているか。	(1) 保育所保育指針第2章1(2)ア(ウ)②、2(2)ア(ウ)②、第3章1(3)ウ、2(2)ウ (2) 子発0331第1号通知	(1) 食物アレルギーへの対応を適切に行っていない。 (2) 食物アレルギーへの対応が不十分である。	C B
	1 食事は主食、副食及び間食を毎日提供する必要がある。理由なく、事業所外保育や愛情弁当と称して、保護者全員の同意が得られないまま食事を提供しないことは、一種の保護者負担を強要することである。 なお、食事の中止等の理由とは、 (1) 感染症の発生に伴う保健所の指示 (2) 調理室の改築・修繕等 (3) 非常災害等で給食することが不可能などである。	1 施設の都合で中止していないか。 2 間食を提供しているか。 3 その他不適正な事項はないか。	(1) 区家庭的条例第15条、第16条 保育所保育指針第1章2(2)イ (2) (イ)④、第2章3(2)ア(イ)⑤ (3) 子母発0331第1号通知	(1) 食事の提供を中止している。 (1) 間食を提供していない。 (1) その他不適正な事項がある。	C B C
	1 食中毒が発生した場合にその原因を調査・追跡できるよう検査用保存食を適切に保存する必要がある。検査用保存食は、家庭的保育事業所等で提供する全ての食品（既製品を含む。）について、原材料及び調理済食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に密封して入れ、-20℃以下で2週間以上保存すること、原材料は、特に洗浄、殺菌等を行わず、購入した状態で保存することが求められている。	1 検査用保存食を適切に保存しているか。	(1) 社援施第65号通知 (2) 児企第16号通知	(1) 検査用保存食を適切に保存していない。 (2) 検査用保存食の保存方法・保存期間等が一部不適切である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 給食提供者の届出等 ア 営業の届出 (集団給食施設)	1 集団給食施設（1回の提供食数が20食程度以上の施設に限る）の設置者又は管理者は、施設の所在地、名称等について、施設の所在地を管轄する保健所等に届け出なければならない（令和3年6月1日時点で現に稼働している集団給食施設については、令和3年11月30日までに届け出なければならない。）。 なお、調理業務を外部事業者へ委託する場合、施設の調理場を使用するか否かにかかわらず、受託事業者は通常の営業と同様に飲食店営業の許可を受ける必要がある。 ※1回の提供食数が20食程度未満の給食施設については、この規定は適用されない。	1 営業の届出をしているか。	(1) 食品衛生法第57条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第70条の2 (3) 薬生食監発0805第3号通知	(1) 営業の届出をしていない。	B
イ 食品衛生責任者の選任	1 集団給食施設の設置者又は管理者は、食品衛生責任者を定めること。 食品衛生責任者には、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、栄養士等のほか、都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講した者を当てることが可能。 ※1回の提供食数が20食程度未満の給食施設については、この規定は適用されない。	1 食品衛生責任者を選任しているか。	(1) 食品衛生法施行規則第66条の2、別表17 (2) 薬生食監発0805第3号通知	(1) 食品衛生責任者を選任していない。	B
ウ 栄養管理報告	1 特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設）の管理者は、毎年5月及び11月に実施した給食について、栄養管理報告を行わなければならない。特定給食施設に該当しない給食施設についても、特定給食施設に準じて報告するよう努めること。	1 栄養管理報告を行っているか。 (特定給食施設)	(1) 区健康増進法施行細則第6条	(1) 栄養管理報告を行っていない。 (特定給食施設)	B
(5) 衛生管理 ア 検便	1 食事の提供で最も留意しなければならないことは、衛生上の安全対策であり、調理や調乳を行う者については、家庭的保育事業所等内の衛生管理及び食中毒予防を徹底しなければならない。特に、赤痢、サルモネラやO157等の感染症・食中毒の予防は極めて重要であり、調理従事者及び調乳担当者については、月1回以上の検便を実施すること。また、雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施し、検便結果を確認した上で調理又は調乳業務に従事させること。 検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。	1 調理従事者・調乳担当者の検便を適切に行っているか。 2 検便の検査結果を適切に保管しているか。	(1) 食品衛生法第51条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17 (3) 薬生食監発0805第3号通知 (4) 区家庭的条例第17条 (5) 事務取扱要綱第8条第2項 (6) 雇児総発第36号通知 (7) 社援施第65号通知 (8) 社援施第97号通知 (9) 児発第470号通知 (10) 雇児発第0120001号通知 (11) 労働安全衛生規則第47条、第51条	(1) 調理従事者・調乳担当者の検便を適切に行っていない。 (2) その他不適切事項がある。 (検査項目不足等) (1) 検査結果を適切に保管していない。	C B C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 調理従事者の健康チェック及び調理設備の点検	1 調理従事者及び調乳担当者は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意し、下痢、嘔吐、発熱などの症状があった時、手指等に化膿創があった時は調理作業に従事しないこと。下痢又は嘔吐等の症状がある調理従事者及び調乳担当者については、直ちに医療機関を受診し、感染性疾患の有無を確認すること。 管理者等の責任者は、施設の衛生管理に関する責任者（以下「衛生管理者」という。）に調理室等の衛生管理の点検作業を行わせるとともに、そのつど点検結果を報告させ、適切に点検が行われたことを確認して記録を保管すること。 施設長等の責任者は、衛生管理者に毎日作業開始前に、各調理従事者等及び各調乳担当者の健康状態を確認させ、その結果を記録させること。 調理室、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じること。	1 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを毎日行い記録しているか。 2 調理室、食材等の衛生管理は適切か。	(1) 食品衛生法第51条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17、別表18 (3) 食品衛生法施行令第34条の2 (4) 薬生食監発0805第3号通知 (5) 事務取扱要綱第8条第2項 (6) 雇児総発第36号通知 (7) 社援施第65号通知 (8) 児企第16号通知 (1) 食品衛生法第51条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17、別表18 (3) 食品衛生法施行令第34条の2 (4) 薬生食監発0805第3号通知 (5) 区家庭的条例第5条、第14条 (6) 雇児総発第36号通知 (7) 社援施第65号通知 (8) 児発第669号通知	(1) 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを行っていない（下痢、嘔吐、発熱、手指の傷、化膿創等）。 (2) 調理従事者・調乳担当者の健康チェックが不十分である。 (1) 調理室の衛生管理が不適切である。 (2) 食材及び食器等の洗浄及び保管が不適切である。 (3) 衛生管理の自主点検を行い、記録していない。	C B C C B
ウ 検食	1 検食を食事提供前に行い、異味・異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講ずること。	1 検食を適切に行っているか。	(1) 雇児総発0307001号通知	(1) 検食を行っていない。 (2) 検食の実施方法が不適切である。 (3) 検食の記録を作成していない。	C B B
(6) 調理業務委託	1 調理業務については、家庭的保育事業者等が責任を持って行えるよう家庭的保育事業者等の職員により行われることが原則であり、望ましい。 しかしながら、家庭的保育事業所等の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、家庭的保育事業所等の職員による調理と同様な食事の質が確保される場合には、保育内容の確保につながるよう十分配慮しつつ、当該業務を第三者に委託することは差し支えない。 なお、栄養面での配慮とは、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養面での指導を受けられる体制にあることをいう。	1 家庭的保育事業所等の職員による調理と同様な食事の質が確保されているか。 2 家庭的保育事業所等内の調理室を使用して調理させているか。 3 栄養面での配慮がされているか。 4 家庭的保育事業所等は、児発第86号通知で示されている業務を行っているか。 5 受託業者は児発第86号通知で示されている要件を満たしているか。 6 契約内容は児発第86号通知で示されている要件を満たしているか。	(1) 区家庭的条例第15条、第16条 児発第86号通知 (2) 児発第471号通知 別紙1-2(2) (3) 第1-1〔共通事項〕 (7)	(1) 食事の質が確保されていない。 (1) 家庭的保育事業所等内の調理室を使用して調理していない。 (1) 栄養面での配慮がされていない。 (1) 家庭的保育事業所等が行う業務を行っていない。 (2) 家庭的保育事業所等が行う業務が不十分である。 (1) 要件を満たしていない。 (1) 要件を満たしていない。	C C C C B C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	2 調理業務を委託する場合は、家庭的保育事業者等や保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養面での指導を受けられるような体制にあるなど栄養面での配慮をするほか、児発第86号通知を順守すること。 また、契約内容、家庭的保育事業者等と受託者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交すこと。契約書には、以下の事項を含めること。 ① 受託業者に対して、家庭的保育事業者等から必要な資料の提出を求めることができること。 ② 受託業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと家庭的保育事業者等が認めたとき、その他受託業者が適正な給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは契約期間中であっても家庭的保育事業者等側において契約を解除できること。 ③ 受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証に関すること。 ④ 受託業者の責任で法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため価値的保育事業者等に損害を与えた場合は、受託業者は家庭的保育事業者等に対し損害賠償を行うこと。 ⑤ 家庭的保育事業等における給食の趣旨を十分認識し、適正な給食材料を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うものであること。 ⑥ 調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有するものであること。 ⑦ 調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施するものであること。 ⑧ 調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施するものであること。	1 調理業務を委託している場合に、適切に行っているか。	(1) 区家庭的条例第15条、第16条 児発第86号通知 (2) 児発第471号通知 別紙1-2(2) (3) 第1-1 [共通事項] (7)	(1) 調理業務委託契約書を作成していない。 (2) 調理業務委託契約書に必要な事項が盛り込まれていない。 (3) その他児発第86号通知に違反している事項がある。	C C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 調理	1 家庭的保育事業者等は、利用児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねているほかの社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行うことが原則である。 条例で定める基準は、次に掲げるとおりである。 ① 利用児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 ② 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。以下同じ。）等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 ③ 調理業務の受託者を当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切にできる能力を有する者とする。 ④ 利用児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用児の食事の内容、回数及び時期に適切に応じることができること。	1 当該家庭的保育事業所等内で調理しているか。 2 当該家庭的保育事業所等の管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を払うことができる体制を確立し、調理業務の受託者との契約内容を確保しているか。 3 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、区の栄養士により献立等について栄養の観点からの指導を受ける等、必要な配慮が行われているか。 4 調理業務を受託する者が当該家庭的保育事業所等における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー等への配慮、必要な栄養素量の給与等に適切に対応できる者であるか。	(1) 区家庭的条例第15条、第16条 (2) 雇児発0601第4号通知	(1) 当該家庭的保育事業所等内で調理していない。 (1) 体制及び契約内容を確保していない。 (1) 栄養士による必要な配慮が行われていない。 (1) 給食の趣旨を十分に認識し、調理業務を適切に遂行できる能力を有していない。	C C C C
3 健康・安全の状況	1 利用児の健康及び安全は、利用児の生命の保持と健やかな生活の基本であり、家庭的保育事業所等においては、利用児一人一人の健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、家庭的保育事業所等の利用児の集団全体の健康及び安全の確保に努めることが重要となる。また、利用児が自らの体や健康に関心を持ち、心身の機能を高めていくことが大切である。		(1) 保育所保育指針第3章		
(1) 保健計画	1 利用児の健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、利用児一人一人の健康の保持及び増進に努めていくこと。	1 保健計画を作成しているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(2)ア	(1) 保健計画を作成していない。	B
(2) 利用児健康診断	1 家庭的保育事業者等は、利用児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 2 利用児の心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が利用児の状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。	1 利用開始時の健康診断を行っているか。 2 健康診断を年2回行っているか。	(1) 区家庭的条例第17条 (2) 学校保健安全法第11条、13条、17条 (3) 学校保健安全法施行令 (4) 学校保健安全法施行規則 (5) 保育所保育指針第3章1(2)イ (6) 児発第284号通知 (1) 区家庭的条例第17条 (2) 学校保健安全法第13条 (3) 保育所保育指針第3章1(2)イ	(1) 入所時の健康診断を行っていない。 (1) 健康診断を年2回行っていない。	C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 健康状態の把握	1 利用児一人一人の平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応すること。 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて利用児の状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。	3 実施時期・方法等は適切か。 未実施児対策は十分か。	(1) 区 家庭的 条例第17条 (2) 学校保健安全法第17条 (3) 学校保健安全法施行令 (4) 学校保健安全法施行規則	(1) 実施時期が不適切である。 (2) 実施方法等が不適切である。	C B
		4 記録を作成しているか。	(1) 区 家庭的 条例第19条、第26条、第30条、第32条、第36条、第41条、第46条、第48条 (2) 保育所保育指針第3章1 (2) イ	(1) 利用児の健康診断の実施状況とその結果を個人別に整理記録していない。 (2) 健康診断記録が不十分である。	C B
		5 保護者と健康診断結果について連絡をとっているか。	(1) 区 家庭的 条例第26条、第30条、第32条、第36条、第41条、第46条、第48条 (2) 保育所保育指針第3章1 (2) イ	(1) 保護者と連絡をとっていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。	C B
		1 日々の健康状態を観察しているか。	(1) 保育所保育指針第1章2 (2) ア (イ) ①、第3章1 (1) イ	(1) 日々の健康状態を観察していない。 (2) 日々の健康状態の観察が不十分である。	C B
		2 必要に応じ、保護者に連絡をしているか。	(1) 区 家庭的 条例第26条、第30条、第32条、第36条、第41条、第46条、第48条 (2) 保育所保育指針第3章1 (1) イ	(1) 保護者と連絡をとっていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。	C B
		2 利用児の心身の状態に応じて保育するために、利用児の健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時把握すること。	1 身長、体重等の測定を定期的に行っているか。	(1) 保育所保育指針第3章1 (1) ア	(1) 身長、体重等の測定を定期的に行っていない。
(4) 虐待等への対応	1 利用児の心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、区や関係機関（嘱託医、児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健所等）と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。 また、虐待が疑われる場合には、速やかに児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。 家庭的保育事業者等の長は、利用児又は障害者に対する虐待事案の早期発見及び防止に努めるため、職員に対し虐待防止研修を実施するなど、必要な措置を講じること。	1 児童虐待の早期発見に努めているか。	(1) 区 家庭的 条例第12条 (2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条 (3) 保育所保育指針第3章1 (1) ウ第4章2 (3) イ	(1) 早期発見に努めていない。	C
		2 虐待が疑われる場合や不適切な養育の兆候が見られる場合に、適切な対応をしているか。	(1) 児童福祉法第25条 (2) 児童虐待の防止等に関する法律第6条 (3) 保育所保育指針第3章1 (1) ウ第4章2 (3) イ (4) 東京都子供への虐待の防止等に関する条例第7条 (5) 子発0228第2号通知 (6) 子発0228第3号通知	(1) 速やかに通告していない。 (2) 関係機関との連携が図られていない。	C C
		3 虐待防止研修を実施するなど、必要な措置を講じているか。	(1) 区 家庭的 条例第12条	(1) 虐待防止研修等必要な措置を講じていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 疾病等への対応					
ア 体調不良・傷害	1 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、利用児の状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や利用児のかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行う。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。	1 体調不良等への対処を適切に行っているか。	(1) 区 家庭的 条例第14条、第26条、第30条、第32条、第36条、第41条、第46条、第48条 (2) 保育所保育指針第3章1(3)ア	(1) 急な病気等への対処を適正に行っていない。	C
イ 感染症等	1 感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。 最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことである。適切な手洗いの手順に従って、丁寧に手洗いすることが接触感染対策の基本であり、そのためには、全ての職員が正しい手洗いの方法を身につけ、常に実施する必要がある。 利用児の年齢に応じて、手洗いの介助を行うことや適切な手洗い方法を指導することが大切である。 タオルの共用は絶対に行わず、ペーパータオルを使用することが望ましい。 (感染症予防対策の例) ・タオル、コップ等を共用していないか。 ・食事の直前及び排泄又は排泄の世話をした直後は、石鹸を使って流水で十分に手指を洗っているか。 ・ビニールプール等で水遊びをする際に、下痢気味の児童等を水に入れていないか。 参考：保育所における感染症対策ガイドライン (厚生労働省) 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、区、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師や栄養士が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。	1 感染症の予防対策を講じているか。 2 利用開始前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。 3 感染症発生時にまん延防止対策を講じているか。再発防止対策に、園全体で取り組んでいるか。	(1) 区 家庭的 条例第14条 (2) 保育所保育指針第3章1(3)イ (3) 子発第0222001号通知 (1) 区 家庭的 条例第14条 (2) 保育所保育指針第3章1(3)イ (3) 子発第0222001号通知	(1) 感染症予防対策を講じていない。 (2) 感染症予防対策が不十分である。 (1) 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握していない、又は不十分である。 (1) まん延防止対策を講じていない。 (2) まん延防止対策が不十分である。	C B C C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ アレルギー疾患	1 アレルギー疾患を有する利用児の保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。 (対策例) - 生活管理指導表により、保護者等と情報を共有する。 - 生活管理指導表に基づいた対応について、保育士等が保護者と面談を行い、相互の連携を図る。 - 誤食事故は、注意を払っていても、日常的に発生する可能性があることを踏まえ、食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別的な対応を行うことができるようにする等の環境面における対策を行う。 - 人的エラーの対策としては、食事内容を記載した配膳カードを作成し、食物アレルギーを有する利用児の調理、配膳、食事の提供までの間に二重三重のチェック体制をとること、食物アレルギーを有する子供の食器の色などを変えて注意喚起することなどが挙げられる。 参考：「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」 (厚生労働省) 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためガイドライン」 (内閣府)	1 アレルギー疾患への対応を適切に行っているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(3)ウ、第3章3(2)ア、イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) 児発第471号通知別紙1-2(2)、第1-1[保育所] (5)	(1) アレルギー疾患への対応を適切に行っていない。 (2) アレルギー疾患への対応が不十分である。	C B
(6) 衛生管理	1 利用児及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めること。	1 食中毒事故の発生防止を行っているか。 2 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられているか。	(1) 区家庭的条例第14条 (2) 保育所保育指針第3章 (3) 社援施第97号通知 (4) 雇児第0120001号通知 (1) 保育所保育指針第3章3(1) (2) 社援施第97号通知 (3) 児企第26号通知	(1) 食中毒事故の発生予防を行っていない。 (1) 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられていない。 (2) 食中毒事故が発生した場合の事後対策が不十分である。	B B B
(7) 乳幼児突然死症候群の発症率を低くする取組み及び睡眠中の事故防止	1 乳児は、疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、利用児一人一人の発育及び発達の状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。 乳幼児突然死症候群(SIDS)の発症率を低くする取組み及び睡眠中の事故防止の観点から、医学上の理由を除いてうつぶせ寝を避け、仰向けに寝かせ、睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察するなどの基本事項を順守すること。 1歳以上であっても利用児の発達状況により、仰向けに寝かせること。また、預かり始めの利用児については特に注意し、きめ細かな見守りが重要である。	1 乳幼児突然死症候群(SIDS)の発症率を低くする取組み及び睡眠中の事故防止対策を講じているか。 - 利用児の顔が見える仰向けに寝かせる。 - 利用児の顔色・呼吸の状態をきめ細かく観察する。 - 厚着をさせすぎない。 - 職員がそばで見守る。	(1) 保育所保育指針第2章1(3)ア、第3章1(3)イ、第3章3(2)イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所] (5)・第2[共通事項] (2) (5) 27福保子保第3650号通知 (6) 30福保子保第3635号通知	(1) 乳幼児突然死症候群の発症率を低くする取組み及び睡眠中の事故防止対策を講じていない。 (2) 乳幼児突然死症候群の発症率を低くする取組み及び睡眠中の事故防止対策が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	・顔が見える仰向けにしっかりと寝かせる。 ・照明は、顔色が観察できる程度の明るさを保つ。顔色がしっかり確認できること。（採光、布団等が顔にかぶってないか。） ・顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察する。（0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい） ・睡眠前には口の中に異物等がないかを確認する。 ・柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ・ヒモ及びヒモ状のものをそばに置かない。 ・厚着をさせすぎない。暖房を効かせすぎない。 ・必ず大人が見ていること。 ・利用児のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。 ・保育室内の禁煙を徹底する。 ・日々、個々の体調確認の徹底（個々の既往歴、朝の受け入れ時の情報、連絡帳等保護者からの情報、日中の活動の様子や食事の様子など職員同士の情報共有等） 参考：「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの注意喚起について （内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育課・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）	2 睡眠時チェック表を作成しているか。	(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(5)・第2〔共通事項〕(2) (5) 27福保子保第3650号通知 (6) 30福保子保第3635号通知	(1) 睡眠時チェック表の記録を作成していない。 (2) 睡眠時チェック表の記録が不十分である。	C B
(8) 利用児の安全確保 ア 事故防止	1 保育中の事故防止のために、利用児の心身の状態等を踏まえつつ、家庭的保育事業所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動、水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、利用児の主体的な活動を大切にしつつ、事業所内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど必要な対策を講じること。 (対策例) ・危険な場所、設備等を把握しているか。 ・窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施する。 ・施設・事業者は、あらかじめ点検項目を明確にし、定期的に点検を実施した上で、文書として記録するとともにその結果に基づいて、問題のある箇所の改善を行う。また、その結果を職員に周知して情報の共有化を図る。 参考：「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（内閣府）	1 利用児の事故防止に配慮しているか。 2 利用児の心身の状態等を踏まえつつ、年齢、場所、活動内容等に留意し、事故の発生防止に取り組んでいるか。 3 事故発生の防止のための指針の整備等を行っているか。 4 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないか。	(1) 保育所保育指針第1章1(4)イ、2(2)ア(イ)②、第3章3(2)ア、イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) 府子本第679号通知 (5) 児発第471号通知 別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(5) (1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(5)	(1) 利用児の事故防止に配慮していない。 (2) 利用児の事故防止に対する配慮が不十分である。 (1) 定期的に点検していない。 (2) 定期的な点検が不十分である。	C B C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 食事	1 ・児童の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達等)や当日の子供の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する。 ・過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。 ・年末年始、節分等の行事の際は、普段とは異なる内容・形態にて食事等の提供がなされていることを踏まえ、事故防止に万全を期すこと。 参考：「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(内閣府) 「食品の誤嚥による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚起について」(厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)	1 利用児の食事に関する情報等を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。	(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所] (5)	(1) 窒息のリスクとなるものを除去していない。 (2) 窒息のリスクとなるものの除去が不十分である。	C B
ウ 園外保育	1 ・園外保育時は携帯電話等による連絡体制を確保し、複数の保育士等が対応する。 ・職員は子供の列の前後(加えて人数に応じて列の中)を歩く、交差点等で待機する際には車道から離れた位置に待機する等ルールを決めて移動する。 ・散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等、迷子、置き去り防止策を徹底すること。 ・目的地への到着時や出発時、帰園後の子供の人数確認等の迷子、置き去り防止策を行う。 ・散歩の経路等について、交通量や危険箇所等の点検を行う。 ・目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有するとともに、園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施する。 参考：「保育所等での保育における安全管理の徹底について」(令和元年5月10日付内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡) 「保育所等における園外活動等の安全管理に関する留意事項」(令和元年6月21日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡) 「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」(令和3年8月25日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)	1 園外保育時に複数の職員(うち1人以上は常勤保育士)が対応しているか。	(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所] (5)	(1) 園外保育時に複数の職員(うち1人以上は常勤保育士)が対応していない。 (2) 園外保育時における複数の職員(うち1人以上は常勤保育士)の対応が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
エ プール・水遊び	1 ・プール、水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えを徹底する。 ・プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置する。 参考：「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」 (平成28年3月 内閣府)	1 プール活動等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。	(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所] (5) (5) 府子本第679号通知	(1) 監視に専念する職員を配置していない。 (2) 監視に専念する職員の配置が不十分である。	C B
オ 送迎時の対応	1 利用児の登降園は、送迎時における利用児の安全確保上、原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底する必要がある。また、外部からの人の出入りを確認するとともに、保護者以外の者が迎えに来る場合は、原則としてその都度職員が保護者に確認する必要がある。	1 利用児の送迎は保護者等が行うよう周知を徹底しているか。	(1) 保育所保育指針第3章3 (2) ア、イ、ウ (2) 雇児総発第402号通知 別添2-1(保育所・障害児通園施設の通所時における安全確保)	(1) 周知していない。 (2) 周知が不十分である。	C B
カ 自動車の乗降	1 利用児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用児の移動のために自動車を運行するときは、利用児の乗車及び降車の際に、点呼等により、利用児の所在を確認しなければならない。	1 自動車への乗降車時に、利用児の所在を確認しているか。	(1) 区家庭的条例第7条の3第1項	(1) 自動車への乗降車の際に、利用児の所在を確認していない。 (2) 自動車への乗降車の際に、利用児の所在を確認が不十分である。	C B
キ 損害賠償保険	1 学校安全会、損害保険に加入することによって、事故に対する補償について万全を期すること。	1 損害賠償保険に加入しているか。 2 損害賠償保険の内容が適切か。	(1) 都第353号通知	(1) 損害賠償保険に加入していない。 (1) 損害賠償保険の内容が不適切である。	B B
ク 事故発生時の対応	1 事故により傷害などが発生した場合には、子どもの状態等に応じて保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。 再発防止等に役立てるため、事故の経過及び対応を事故簿などに記録するとともに施設全体で振り返りを行い速やかに再発防止策を講じること。 保護者へは、緊急時には早急にまた簡潔に要点を伝え事故の原因については、改めて具体的に説明すること。 保育所における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じること。	1 事故が発生した場合に対応しているか。 事故の経過及び対応を事故簿等に記録しているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(3)ア (2) 26福保子保第2984号通知 (3) 重大事故の再防止のための事後的な検証通知 (4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所] (7)	(1) 事故発生後の対応を適切に行っていない。 (2) 事故発生後の対応が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	2 次に掲げる事故等が発生した場合には区に報告すること。 ① 死亡事故 ② 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病等を伴う重篤な事故等 ③ 上記①②以外にも、その他重篤な事故や、事故に直結するような事件・事故や、感染症等の発生時 ア 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じたとき。 イ 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し、又は発生しかけたとき ウ その他、児童の生命または身体被害に係る重大な事故に直結するような事案が発生した場合 ④ 医療機関を受診した事故（顔や首から上の怪我、傷、歯損傷等で受診の要否の判断が難しい場合は受診することを原則とする）、救急搬送 ⑤ 損害賠償の発生 ⑥ 職員（従事者）の法令違反行為、著しい非行行為、虐待が疑われる行為 ⑦ 飛び出し、誤飲誤食、閉じ込め等 ⑧ 災害等の発生 ⑨ その他保育施設が報告を必要と判断するもの及び区が報告を求めるもの 事故報告の第1報は原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告すること。 ※①②については、「教育・保育施設等事故報告様式」により報告書を作成し、報告時に提出すること。	1 報告対象となる事故を区に速やかに報告しているか。 ※①、②については、報告時に報告書を作成、提出しているか。	(1) 府子保第912号通知 (2) 26福保子保第2984号通知 (3) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)	(1) 事故報告が行われていない。 (2) 事故報告が速やかに行われていない。	C B

会計経理編

[凡例] 以下の関係通知等を略称して次のように表記する。

	関 係 通 知	略 称
1	平成26年10月23日条例第23号「荒川区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」	区家庭的条例
2	平成26年12月12日付雇児発1212第6号「家庭的保育事業等の認可等について」	雇児発1212第6号通知

目 次

1 帳簿の整備・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 社会福祉法人の会計経理・・・・・・・・	1
3 社会福祉法人及び学校法人以外の者の経理処理・・・・・	1
(1) 経理処理等・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2) その他・・・・・・・・・・・・・・・・	2

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令	評価事項	評価
1 帳簿の整備	家庭的保育事業者等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。 会計においては、雇児発1212第6号において認可条件とされている会計書類以外にも、必要に応じて帳簿を整備すること。 (例) ・現金出納帳 ・実費徴収簿 ・領収証等綴り簿 ・総勘定元帳 など	1 収支の状況を明らかにする帳簿を整備しているか。	(1) 区 家庭的 条例第19条	(1) 収支の状況を明らかにする帳簿を整備していない。 (2) 収支の状況を明らかにする帳簿が、一部未整備である。 (3) 収支の状況を明らかにする帳簿の内容が不十分である。	C B B
2 社会福祉法人の会計経理	社会福祉法人が経営する施設等に係る会計経理については、社会福祉法人会計基準（平成28年3月31日厚生労働省令第79号）で定めるところに従い、会計処理を行わなければならない。	指導監査における観点、関係法令等及び評価事項（評価）については、平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」に定めるところによる。			
3 社会福祉法人及び学校法人以外の者の経理処理					
(1) 経理処理等	社会福祉法人及び学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）以外の者による家庭的保育事業者等の経理処理については、雇児発1212第6号通知に基づく区の認可条件及び自ら制定した諸規程に従って、経理処理を行う必要がある。	1 区の認可条件及び自らが制定した諸規程に従って会計処理が行われているか。 2 収支計算書又は損益計算書に、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けているか。	(1) 雇児発1212第6号通知 (1) 雇児発1212第6号通知第1の3(4)イ	(1) 区の認可条件及び自らが制定した諸規程に従って会計処理が行われていない。 (2) 会計処理が一部不適正である。 (1) 収支計算書又は損益計算書に、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けていない。	C B C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令	評価事項	評価
(2) その他	前述の社会福祉法人等以外の者の経理処理に関する考え方を踏まえて確認のうえ、指導する。	3 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、上記2に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、雇児発1212第6号通知別紙1借入金明細書及び別紙2基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）明細書を作成しているか。	(1) 雇児発1212第6号通知第1の3(4)ウ	(1) 必要書類を作成していない。 (2) 必要書類に一部不備がある。	C B
		4 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、現況報告書を添付して、区に提出しているか。 (1) 前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書など、区が必要と認める書類 (2) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、家庭的保育事業等を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、雇児発1212第6号通知別紙1借入金明細書及び別紙2基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）明細書	(1) 雇児発1212第6号通知第1の3(4)エ	(1) 必要書類を提出していない。 (2) 必要書類に一部不備がある。	C B
		1 その他、社会福祉法人等以外の者の経理処理に関することで不適正な事項はないか。		(1) その他、社会福祉法人等以外の者の経理処理に関して重大な問題がある。 (2) その他、社会福祉法人以外の者の経理処理に関して問題がある。	C B